

平成29年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成29年9月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成29年9月12日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	公文 博章
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町 民 課 長	和田 強
総 務 課 長	麻田 正志	国土調査課長	廣田 郁雄
税 務 課 長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長補佐	戸田 郁	病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成29年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成29年 9月12日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告について
産業厚生常任委員会

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

5番、片岡勝一君の発言を許します。

5番（片岡勝一君）

おはようございます。5番議員、通告順5番の片岡です。通告にしたがって、2つの質問をさせていただきます。

私たちの住む柳瀬川改修について、それは主に、越知町女川、柴尾、そして佐川町平野、大田川、黒原地区でございますが、ここは、仁淀川と坂折川が1キロメートル手前で合流しておりまして、そして3番目の川が柳瀬川ですが、通常はY字形のようにして合流しておりましたが、降雨で水かさが上がりますと、仁淀川本流に対して直角に近い状態で合流するという、特異な地形でございます。

佐川町内だけでも、集中豪雨となれば川幅が狭いためにそれだけでも天井川となり、堤防を越流して音をたてて流れ込み、耕土を掘り流出させてついに冠水という結果になります。そして越知町、仁淀川町、愛媛県でも大雨が降るとたちまち水かさが上がり、作物は全滅または大被害となります。そこで、農家は夏場の台風シーズンを避けての作付計画を立て、収穫を急がなければなりません。しかしながら、長雨が続いただけで収穫が間に合わず、悲惨な結果になったことが再三再四、代々繰り返されております。

この現状を知る人は少ないので、少し例を挙げて、少し話させていただきます。台風または大雨で川は増水、堤防も見えなくなり、向かいの大田川山の麓まで一面の泥水、淡水湖となると、川は曲線を描いて曲がらずに、直線に近くなり、下流に流れていきます。

その中で、大小さまざまな流木、竹、切り株、空き缶、空き瓶、草、ビニール等が混ざってあくたとなつて、仁淀川方向に流れて行ったと思って見ていると、仁淀川が増水しているために、流れていったはずの大小のあくたが相絡まって手前の農地に向かって舞い戻り、大変だと驚いているだけではどうにもなりません。

やがて天気が回復すると同時に水位が下がり始めると、大量のあくたが水際に残り、後片づけが大変なことになるために、水が引き

始めると、履き物も衣類もそのままで長い竹ざおで押し出さなければなりません。これが日中ならば、長い間肩まで水に浸かっていると、夏でも寒いだけであるが、夜中に水が引き始めると危険であります。

肩の高さからあくたを月明かりで眺めていると、飛べなくなったハト、イタチ、ネズミ、ほかにも、体は沈み頭だけ出してあくたにしがみついた、流れ着いてきたハクビシンもありました。その川のすぐ前で片方の手で注意を向けておいて、別の手で後ろから首筋をつかみ、浮いているので軽く、引き寄せ陸に揚げますと、中型犬より少し大きいくらいのハクビシンだった。離すと、どこかへ逃げて行きましたが。いろいろの動物の中の一番危険なマムシが見えないところに紛れ込んでおります。それに噛まれると夜中に一人でどうなるかと考えていると作業できないので、押し出すしかないと覚悟してやっておりますが、体は冷え切り、泥水のために足もとは見えず、はまり込むこともしばしあり、段差があり背が届かなければ泳ぐしかないので泳いでいると、カボチャが浮いていて、その下にはつるがついているので足に絡みつきおぼれそうになってやっと背の届くところに泳ぎ着くというありさま。

あくたを押し出すと、その土地はなくなります、次の、別の人の土地に流れることになりますので、それも見きわめながらの作業をする始末で、隣の土地の人に一緒にあくたを押そうと言っても、自分はどうしてもよいのでと言って取り合ってくれません。それもそのはずで、おぼれるかもしれないし、マムシに噛まれて死亡するようなことになれば、愚か者だと言って一笑されることはわかっているので、作物はどうしてもよいとの考えだと思われませんが、もっともなことだと思います。している私は間違っているかもしれませんが、洪水状況を確認に行った人が死亡したという話は、毎年報道されております。

ある年のこと、稲刈り後毎日雨が降りまして、降り始めて川が増水すると予想されて、父母と私3人であわてて、さすという棒に2本の稲をさして高台にかついで運んでいると、逆流してきた水に稲が浮いて上流の方向へ流されて、気丈だった母が初めて号泣したことを忘れられません。

本年も、8月5日、6日の5号台風が通過。大雨というほどでもなかったが、堤防がすれすれまで増水。天井川となり伏流水と降り

だまりの水で刈り残しの稲が一部冠水しました。この川を治めるのは大変難しいと思います。大金 100 億円とも言われておりますが、数多くの方々、何とかしなければといろいろな対策も考えてくれましたが、まだまだ解決どころか見通しは立っておりません。しかし、完成予想図は見せてくれました。

現在、仁淀川中流域住民会議が発足、ボーリング調査が始まっているところですが、完成は 50 年、100 年先と言われたこともあります。今の時代、想像を超える発展をし続ける現在において、これからの後世に課題を送りたくないと考えておりますので、一刻も早い解決策はないかと行政の方々をお願いしておりますのでございますが、よろしくお願いいたします。

関係課長さん、よろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

片岡議員の御質問にお答えいたします。柳瀬川ですけれども、これまでもたびたび氾濫をしまして、大変な被害をもたらしております。この柳瀬川の河川改修工事につきましては、高知県中央西土木事務所越知事務所を実施主体としまして、平成 26 年度より事業が再開をされております。

仁淀川の合流部から上流に約 6.3 キロメートルの未改修区間、これを 7 つの区間に分けまして、一番下流の 1 工区より順次、施工していくこととなっております。

平成 26 年度には、全体の概略設計。平成 27 年度には氾濫解析と環境調査が行われまして、平成 28 年度、昨年度は、その 1 工区約 900 メートル区間までの左岸側、下流を向いて左側なんですけれども、左岸側の女川地区、大田川地区の用地調査、登記簿調査が行われております。

そして今年度につきましては、同じく 1 工区につきまして、残る右岸側、柴尾地区の用地調査に加えまして、左右両岸のボーリングによります地質調査、それから 1 工区の詳細測量設計が行われるとお聞きをしております。

さらに来年度以降は、平成 30 年度に用地測量を行いまして、平成 31 年度から用地買収に順次入っていくとお聞きをしております。

佐川町としましても、取り組みを行っております。これまでも、柳瀬川の河川改修の早期完成に向けた事業推進のために必要な予算の確保を各方面をお願いをしてまいりました。毎年行われており

ます高知県議会産業振興土木委員会の現地調査におきましては、町長が地域住民の窮状を訴え、早期完成のために必要な予算の確保を要望しているところでございます。

また昨年8月28日には、堀見町長が、小田越知町長、大野県議会議員と一緒に、尾崎高知県知事を訪問しまして、柳瀬川流域における水害の実態をお伝えするとともに、予算の確保など、事業推進に向けての要望活動を行いました。引き続き、適切な機会を探りながら、各方面に予算の確保をお願いしてまいります。

また、先ほど議員もおっしゃられてましたけども、流域住民で組織をされております仁淀川中流域水害対策住民会議に、佐川町も大野県議、県土木、越知町とともに出席をしまして、課題解消に向けた話し合いを行っております。

また、来週19日には、佐川町と県土木越知事務所及び越知町の行政機関が連携をしまして、事業進捗のための課題の洗い出しや解消に向けて取り組む関係行政機関での連絡調整会を開催することとしております。

その19日の第1回目の会には、堀見佐川町長、それから県土木越知事務所の山本所長、それから小田越知町長も出席をしまして、行政機関同士での情報共有、意見交換を行う予定です。また第2回目以降は、実務者で継続をして定期的開催をしまして、課題への取り組み状況や進捗状況などの情報共有を行い、行政機関で取り組めることを話し合い、事業のスピードアップ化に取り組んでまいります。

佐川町としまして、このような機会を活用しまして積極的に河川改修事業にかかわりまして、町のできる役割を果たしながら、事業主体である県に対して、工事の早期完成に向けた働きかけを続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番（片岡勝一君）

ありがとうございます。さまざまな取り組みをやっていただいておりますようにして、もう本当にありがたいこととは思っております。前にも、この柳瀬川改修工事をやろうという話があって、できる用地も確保とかいう話までいきましたら、農地がつぶれると、河川を広げると農地がつぶれるから絶対に許さないというのが1～2名おりまして、それでやまったような状態でした。

少数意見が尊重されまして、そんなことになってそのままになっ

ておりますが、今回は、もうその人たちもおられませんし、今、機運が高まっております。もう本当に、もう何とかしてもらわないかんということばかり考えておりますので、きっと、この調子で始めてもらったら、念願がかなうかもしれませんので、ひとつまたよろしく願いいたします。

改修のほうは、そのことで私は質問は終わりますが。2問目の防犯カメラについて、私のほうから質問いたします。

質問上には、行政が力を入れて防犯灯が行き渡りつつあるが、今後は動画として時代の移り変わりを残すべきだ。そして、あってはならない犯罪予防と捜査に役立つはずだが、要所に設置しないかということでございましたが、本当に防犯灯はたくさんつくっていただいて、まだまだかもしれませんが、ありがたいことだと思っておりますが、これからは、動画のできるカメラを設置すべきだと質問いたします。

例えば、今は自動車の後方確認のためにカメラが浸透していておりますが、現金受払機ＡＴＭなどに取りつけられておりますが、今後は町内の各所、ＪＲの駅、公園、役場内、駐車場、信号機設置場所、病院、国道、商店街の防犯灯の柱何百メートルかの間隔とか、川の氾濫状況とか、主要通学路等に取りつけるとか、子供の見守りの放送がさらに強化されるんではないかと思いますが、また、画像として残しておきますと、世の中の移り変わりが貴重な映像として残っていくと思います。

また、もし犯罪が起きたときには、警察の捜査、手助けにもなるのではないかと素人なりに経費のことなどを考えずに話しておりますが、この件について本町は遅れておるのではないかと。都会ではもう既に充実しているようにも思われますが、防犯灯設置申請のように要望の多いところから順に取りつけられないかとの質問でございますが、関係者の答弁をお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。総務課といたしましては、街灯への防犯カメラにつきまして、町単独での実施は考えておりませんけれど、地域の住民の方などから防犯カメラの設置についての御要望がありました場合は、高知県警察本部が街灯防犯カメラの設置を促進する目的で創設しております高知県街灯防犯カメラ等設置支援事業費補助金を活用していただきまして、自治会などが主体となりま

して防犯カメラの整備や維持管理を行っていただくようお願いを
していきたいというように考えております。以上でございます。

5 番（片岡勝一君）

ありがたいことだと思いますが、いつごろからできると言いましたか
かね。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。現在、高知県警察本部のほうでも補助金制度
自体ができておりますので順次御要望がありましたら、要望できる
ものというふうに考えております。

5 番（片岡勝一君）

それでは、我々は要望をすれば順次できていくということで、私
は考えてよろしいですかね。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。要望がありましたら、それにつきまして当然
補助要綱等、交付要綱等ございますので、その交付要綱に該当する
ということになりましたら、それで要望が実現していくものであろ
うというふうに考えております。

5 番（片岡勝一君）

大体わかりました。私の質問は2つでしたが、もう早々と終わ
りました。これで納得いたしましたので、これで質問は終わります。
ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、5 番、片岡勝一君の一般質問を終わります。

引き続き、1 番、下川芳樹君の発言を許します。

1 番（下川芳樹君）

皆さん、おはようございます。1 番議員、下川芳樹です。議長の
お許しを得て、通告に従い4点の質問をいたします。

質問の前に、平成 25 年 10 月より4年間佐川町議会議員として、
町民の皆さんが元気で明るく暮らしていけるまちづくりに取り組
んでまいりました。4年間を振り返り、一言私見を述べさせていた
だきたいと思います。

私は、これまで開催された全ての定例議会において、住民と行政
がそれぞれの役割を担いながら、みんなが元気で明るく暮らせるま
ちづくりの取り組みが進むよう、地域住民の拠点となる施設の建設
や住民組織の育成、健康で安心して生活できる施策や既存の施設を

使った基盤づくり、農林業で定住するための提言や移住対策など、住民目線で質問をさせていただきました。

堀見町長を初め行政職員の皆さんの前向きな取り組みのおかげで、まちづくりは大きく前進したように思います。さらなる前進に向けて、私自身も２期目に挑戦する覚悟ですが、選挙がある以上、２期目の担保はございません。そこで、町長を初め執行部の皆さん、職員の皆さんに申し上げます。

今後とも、町民の皆さんとともに定めた第５次佐川町総合計画に沿って、さらなる前進を住民の皆さんとともに図っていただきたいと強くお願いをいたします。この４年間、町行政の質を問う者として一般質問を行ってきた質問者の席より、任期最後の質問に入りたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いをいたします。

初めに、１０月より本格運行の始まるさかわぐるぐるバスについて、お伺いをいたします。

平成 29 年 4 月 3 日から始まったさかわぐるぐるバスの実証運行は、本年 9 月末日をもって終了し、10 月 16 日からはいよいよ本格運行が始まります。本格運行では、車両も黒岩観光が運行する小型バス 1 台を加え 4 台に増車されることから、利便性も大きく向上し、地域のコミュニティーバスとしての役割を十分に果たしていただけるものと大いに期待をしていたところですが、どうしても今議会で確認したい内容があり、しつこいようですが質問をさせていただきました。

本年 5 月 10 日から町内 5 地区で開催された議会懇談会にて、町民の皆さんより、ぐるぐるバスの運行に対する御意見がございました。ルート変更と料金の減額を、バスの停留所まで行けない人への対応を、家まで入るタクシーのような方法、などについての意見、要望が上がるなど、まだまだ地域公共交通としての内容が不十分であることなどから、6 月の定例議会にて、複数の議員よりぐるぐるバスに関する質問が上がりました。それだけ町民にとっても、議員にとっても関心や期待が高い行政施策であったと思います。

私が行った免許が返納しやすいぐるぐるバスの運行についての質問では、高齢者が運転免許を返納しても、負担のいかない地域公共交通実現のため、税金を使ったハード面での公助の取り組みと、地域の拠点を活用したソフト面での共助の取り組みを、地域とともに考えていきたいとの答弁をいただきました。

6月定例会以後10月の本格運行に向けて、何らかの検討がされるものだとして期待もしておりました。しかし、今定例会の開催に当たり8月28日に行われた執行部からの議案説明会の資料の中に、5月に開催された議会懇談会における議会に対する質疑、意見、要望等に関する行政対応と記された報告書が配布されましたが、ぐるぐるバスへの意見対応に関する行政対応が記載されておりました。

また、あわせて本格運行実施のため、今回の定例会に上がっているさかわぐるぐるバスの運行に関する条例の制定については、町民から料金の減額を求める意見がありながら、実証運行と同じ料金の設定が提案されております。

これまでの地域公共交通の取り組みの中で、町民の皆さんにとってよりよいものとするため、実証運行期間中の利用者や各地域に出向いての座談会を行い、住民の意見を運行に反映させるとのことでしたが、私の知るところでは、現時点において十分に反映されているとは思いません。

初めに、9月8日に開会した定例会初日の行政報告で、町長よりこの件に関する報告もございましたが、今一度実証運行での実績や利用者の意見を踏まえた本格運行を行う上での改善点などあれば、お伺いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。下川議員のぐるぐるバスの件につきましての質問にお答えをいたします。まず、実績等というところでいきますと、4月から8月までの累計になりますけれども、ぐるぐるバス試験運行の乗車数などの実績を申し上げます。

まず、営業日数、運行日数といたしましては合計で108日となっております。運行便数につきましては、全部合わせまして701.5便、小数点があるのは、往復で1便と数えますのでそういう意味で小数点がついております。乗車人数740人。内訳といたしましては、大人料金が648人、子供料金が92人。運賃収入の総額といたしましては12万8,850円。1便当たりの数字に直しますと、まず郊外線、これは全部で10路線、実証運行では走らせておりますけれども、平均で1便当たり1.6人の乗車。少しばらつきがありますが、一番多く乗っていただいた便は峯線、3.2人。一番少なかったのは西山線、0.5人。そして中心部の循環線、これにつきましては1便当たり0.3人となっております。これが詳細な実績です。

そうしまして、住民の方々への意見の集約につきましては、1つは、実証運行、試験運行に乗っていただいた方につきましては、アンケート用紙を中に備えつけております。それについてのアンケート用紙記入していただいた方の回収、これが約30通。そしてチーム佐川推進課と役場への直接的な意見、これは来所されたり電話されたり、郵便であったりメールであったりと、これ合計になりますけども、これも30程度ありました。そのほか、運転手さんから日報をいただいておりますが、その点の気づいた点であるとか、乗車の方からの御意見等、そういうものも含めて住民の方々の意見の集約方法は、主なものはそういったものでございます。

そういったことから全て分析、集計をいたしまして、本格運行に反映できるものにつきましては、反映をしていきました。例えば、これは住民からの御意見ということではないですけれども、増便を図りました。

これは、実証運行、試験運行が1台から本格運行、ぐるぐるバスとしては3台の運行になりますので、これは予定されておりましたが、増便を図ります。郊外線につきましては、1路線当たり3から3.5往復が試験運行でありましたが、これを4.5往復、4.5便ですね。それから中心部のぐるぐる線につきましては、3便から10便に大幅に増便をいたします。

そして、多くの住民の方々から御意見をいただきましたが、各路線のルート、経路の変更につきましても一部、住民の家屋に近い路線を通れるところについてはルートを変更したり、あるいは施設、高北病院であるとか役場であるとか、そういう敷地の中へ入って行ける部分についても、乗り入れをしたい。ということで、できる限りのルートの変更をしております。

それから、これも御意見いただきましたが、バスがなかなか識別しにくいといえますか、ほかのマイクロバスとぐるぐるバスとでは正面から見ると、なかなか識別ができにくいという話もありましたので、これについても色を車両全体的にですね、色をつけまして、前から来てもわかるように、バスの、3台ありますけれども3台それぞれ色をつけて走らす予定になっております。

それから、郊外線と中心部線、これについてバスの料金が違うことになっておりますが、これもわかりにくいということで、中心部線は100円。郊外線200円となりますけれども、これも識別しやす

いように表示をするようにしております。

あとは、バス停につきましても、量販店等のバス停については独立型ではなくて、壁につけたようなバス停になっておったところもありますので、それも見やすいように、バス停とわかるような形での変更もすると。

こういった試験後からの改善点ということをして、10月16日からの本格運行になってまいります。

以上が、本格運行に向けての改善点になります。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。実証運行が始まってバスを利用された方からの意見、それからバスの中に設置されたアンケートの集約、運転手さんが聞き取った意見、直接担当課に寄せられた意見、それぞれの御意見を取りまとめられ、今回の本格運行には反映しているというふうなお答えでございました。

先ほど質問でも申し上げましたように、以前、本格運行へ移行するに当たって、各地域に出向き、各地域の座談会にて、いろんな住民の皆さんからの御意見をいただくというふうなお話でございました。先ほど御回答いただいた内容は、30件程度がアンケート、それから乗車された利用者の意見、それから直接担当課へ寄せられた意見についても30件程度ということで、意見の集約件数においては非常に少ない。それだけ意見を現時点で述べられる、利用される住民の皆さん、またこの制度が始まって関心を持たれている皆さんの数も極めて少なかったというふうなことだと思います。

しかしながら、町長もおっしゃっておられるように、なかなかその地域の意見をそのまま吸い上げていくっていうふうなことは難しい面がございます。待っていても、なかなか意見が集まらないことが、今、行政を進められている中でも多々あるかと思います。やはり、一歩踏み出して、地域に出向いて声を拾い上げていく、意見を集約していくっていうふうなことは大切であろうと。

近く、地域へ出向いての座談会も開催されるというふうなことなんですが、具体的な日程等が決まっているならば、その日程等についてお聞かせをいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まずその地域に出向いての住民の方々との意見交換会、これは少し当初より日程がずれて御迷惑等もかけている

ところもございますけれども、日程のほうにつきましては、現在、決めております。

今申し上げますと、一番早い地区では9月20日黒岩地区で、集落活動センターくろいわで行います。それから同じ9月20日、黒岩のほうは午前中にありますけれども、加茂のほうでは午後、集落活動センター加茂の里のほうで行う予定にしております。それから9月25日月曜日については、これは佐川地区になりますけど、健康福祉センターかわせみで午後2時から行うようにしております。そして斗賀野地区は、9月26日午前中に、青空公園内のNPOのとかの元気村の庁舎をお借りしまして開催を予定をしております。尾川地区については、9月29日の金曜日に集落活動センターたいこ岩のほうで午後行う予定にしております。

この日程は、昨日決めたものでございまして、これを自治会長様宛てにですね、昨日御案内等含めまして文書の発送をしたところでございます。あわせまして、地域の方々についても、9月20日ということで時間は少し短いですが、できる限りの周知をさせていただきながら、住民の方々の意見交換と。あと10月16日からの本格運行に向けての御説明もあわせてさせていただきたいというふうに思っています。

なお、これは各地区1回の住民の意見交換になりますけれども、今後におきましても、例えばいろんなイベントであるとか集まり事というのもございますし、そういうところへの周知もさせていただきます。

あとは年1回、本格運行実施後ですね、本格運行の内容についての御意見等を住民の方々に地域に出向いて伺いする場を設けないといけないと考えておりますので、来年度以降も適宜、住民の方々の意見をお聞かせいただける場をですね、設定をしたいと考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。地域での座談会については、9月20日から9月29日まで5地区で行うというお話でございました。

本格運行の実施は、10月の16日というふうなことで、この前段の座談会でお聞きをした地域からの御意見について、10月16日から運行を始めるぐるぐるバスへの意見の反映というふうなものに

については、どのようにお考えでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。本格運行の内容につきまして、例えば運行ルートであるとか、運賃であるとか、ダイヤ、そういった基本的なものについては、公共交通会議の協議を経て決定をして、例えば、今議会のほうに条例案として提出をさせていただいておりますので、この住民の方々の御意見をいただいて、即ですね、これを反映するということについては難しいというふうに考えておりますけれども、軽微な部分、御提案とかですね、住民の方々への御提案等、反映できるものがあれば、それは10月16日からでも反映していく、途中からでもですね、反映できるものがあれば反映をしていくということになろうと思います。

1 番（下川芳樹君）

先ほど、公共交通会議というお言葉が出ております。今回の料金の設定についても、公共交通会議の中で論議をされて決定をされた内容が議会のほうへ上程されているというふうなことでございます。

先ほどお答えをいただきました、今回開催する座談会での意見については、軽微なものについてはある程度本格運行へ反映をさせていこうというふうなお話でございましたが、これについても公共交通会議の中で審議をされて決定をされるという認識でよろしいでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。その軽微なものというのが具体的なものによってですね違うとは思いますが、公共交通会議に諮らなければいけない事案が出た場合についてはですね、それは、適宜会議へ図っていくことになります。

例えばその軽微なものっていうのはですね、運行内容そのものにかかわらないようなものですね、住民の方々から出てきた場合、ちょっと想定が私のほうではなかなか具体的にはお答えできませんけれども、そういうものが出てきた場合は、役場のほうでですね検討して、反映をしていきたいというふうには思っております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

運行にかかわらないものっていうことになると、ものすごく制約

をされた内容になろうかと思います。先ほどの御答弁の中に、今後本格運行が始まって、年に1度は意見をお聞きしながら、改善点については改善をしていくという姿勢は持たれているというふうな御発言でございましたので、10月16日から本格運行が始まって以降の取り組みについては、しっかりですね、1年間の経緯を見守り、意見を聞きながら、実行していただきたいというふうに思います。公共交通の乏しい佐川町で運行されるぐるぐるバスの存在、これは地域で生活を営む上で大変重要な交通手段となり、集落を維持し継続するための大切な役割を担ってくるものだと考えます。

高齢化も進み、高齢ドライバーが増え続ける現状を十分に施策に盛り込み、高齢者が地域で安心して暮らし続けていける条件整備の1つとして、コミュニティバスの運行が住民の皆さんにとって本当に役立つよう、しっかりと意見や要望を聞き取り、取り組みに反映し進められますよう再度要望するとともに、町民の皆さんも、このぐるぐるバス運行に関しては、積極的に利用お願いいたします。

これをあわせてですね進めていかないと、制度としては成り立っていない、このようにも考えますので、住民の皆さんも積極的な乗車をというふうなお願いも込めまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、道の駅の取り組み状況についてお伺いをいたします。

道の駅建設については、行政に多くの住民要望が寄せられ、町の第5次総合計画にもその建設計画が位置づけられていることから、建設後の経済効果や情報発信機能など、さまざまな相乗効果を期待する町民の皆さんは多く、この事業の進捗に大いに関心を持ち、その動向を見守っています。施設が完成することで、町の基幹産業である農林業、とりわけ農林産物の加工品を含めた販売や、各集落活動センターを結ぶネットワークの構築、佐川町を含めた仁淀川流域の観光情報の発信など、産業、観光面での振興が大いに図られることから、私自身も大きな期待を寄せているところです。

先の3月定例会での中村議員の質問に、順調にいけば平成32年度の開業を目指すとのことのお答えでした。この中に、平成29年度の予定に関する回答があり、本年度は調査、基本計画、道路の管理者など関係機関との協議、用地の調査、運営方式について検討を行うとのことでした。

初めに、平成29年度も6カ月近く経過した中で、これら5つの内

容について、これまで取り組んでこられた進捗状況と、本年度中に取り組む計画の内容についてお答えをいただければと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この道の駅の取り組みにつきましては、平成28年度から検討委員会を設けまして、住民の関係者方々と道の駅のことについて検討してまいっております。28年度については2回の検討委員会、そして3月には先進地の視察にも行っております。

その中で、今現在といたしましては、建設候補地となり得る用地、場所につきましては、10案程度、その検討委員会の中から出てきたものを基本といたしまして、今現在事務局のほうで各場所の立地条件であるとか、国道との接続具合、そういったもの、例えばその場所のさまざまな要件等の評価といいますか、分析を行っております。

3月の定例会におきまして、本年度の計画についてのお話をさせていただきましたが、現時点で、例えば、検討委員会を開催はできておりません。運営組織の具体的な検討であるとか、そういったことを決めていくということまでの段取りはできておりません。現在の、本年度の今の状況については、事務局の中ですね、用地のほうを適地が10案程度の中ですね、どの案が適地であるかというふうな前の分析を行っているところです。

これが一定できましたら、年内にはですね、検討委員会を設けまして、その適地に、場所につきましてはの検討をさせていただいて、最終的に本年度において、建設候補地の最終案といいますか、そういったそのところまで絞り込みを行いたいというふうに考えております。運営形態等の検討につきましては、あわせて行ってはいきますけれども、来年度以降の内容に、検討委員会を含めて話をしていくということになろうというふうに思っております。

ので、少し、当初の、順調に行けば平成32年度というところでいきますと、やはり1年程度は遅れているのではないかというふうに事務局のほうでは考えておりますが、町として、この道の駅を進めていくに当たりまして、例えば国道沿いの適地に町有地を大きく持っているわけでもございません。そういうところもあってですね、候補地の絞り込みについては慎重にやっていく、それから運営形態についても中味についてですね、検討委員会等を含めて慎重に検討していくということで、御理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

現在、用地調査というところで 10 案程度出ている候補地の中から、ある程度絞り込みをし、本年度中にはその案を絞り込んだ内容について検討、図っていくというふうなことで、運営方式、それからもろもろ、平成 29 年度に実施を予定されていた部分については、遅れが出ているというふうなことで、全体的に見ると、当初、32 年の開業というところが 1 年程度ずれ込んでいくのではないかなというふうなお答えでよろしいでしょうか。

町長（堀見和道君）

おはようございます。4 年間さまざまな御提案、御質問いただきまして、ありがとうございます。また本日は、9 月定例会で御質問いただきましてありがとうございます。

先ほどの御質問につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

この議会の中でも、全てが順調に進んでいって、32 年度の開所がやっとできることになります、という表現をしておりますので、32 年度開所ありきでこの計画をスタートしているわけではありません。まずこのことを御理解をいただきたい、そのように思います。

32 年度に開所というスケジュールを組んだときには、候補地が 28 年度中にほぼ 1 つに絞られているという状況を想定をしております。

ただ、33 号線沿いに、まとまった町有地がございませんので、検討委員会の中でもさまざまな提案、この場所もいいんじゃないか、こっちもいいんじゃないか、10 案ほどの候補地も出ましたので土地の選定について、より慎重にしていこうということで、本年度末、来年の 3 月までには、最終的にここが一番いいだろうという候補地を選定をしたいなと思っております。

何分、大変難しい事案でございます。土地の選定、本当にいろいろな視点で判断をしていかなければなりませんので、少し時間がかかっていることにつきましては、御理解をいただきたいと、そのように考えております。以上です

1 番（下川芳樹君）

詳しい内容をありがとうございます。なかなか本当に道の駅、期待も大きいことから、どの地域にどういう形でできるのかというふうなことに関するそれぞれの住民の皆さんの思いというふうなも

のもあるかと思います。

ただ、町民の皆さん、本当に建設に関する期待も大きい事業であることから、なるべく前向きに進めていかれますことを大いに期待をするものでございます。本当に小さいところでしっかり詰めておかないと、後々事業全体の成功というところには結びつきませんので、その部分は慎重かつ丁寧に進められますよう要望いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、3番目の質問に入りたいと思います。

国民健康保険の運営移管について、お尋ねをいたします。

先般の新聞報道にて、「国保料増」「住民の反発必至」や「国保県移管」「とまどう市町村」という大きな見出しで、来年4月から国民健康保険の運営主体が県に移管されとの記事が掲載されていました。8月27日の報道内容によると、来年4月に、国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移る制度変更に伴い、都道府県単位での保険料水準が一本化となれば、市町村の35%は来年度、加入者が支払う保険料が上がると予想していると共同通信の調査でわかった。高齢者や低所得者が多い国保加入者の負担増が懸念されとの内容の記事でした。

その後の9月1日の報道では、県市町村国民健康保険事業運営検討協議会は、31日、高知市内で会合を開き、来年度の国保の運営方針案をまとめた。国の法改正に基づき、来年4月から国保の財政運営は市町村から県に移管され、県全体の医療費などを34市町村で分担する仕組みになる。加入者が支払う保険料は県内一律とせず、各市町村の医療費の水準などに応じて、県が示す目安をもとに、各市町村が来年3月ごろ決定し、徴収する。

新制度では、県全体の国保加入者の医療費を賄うための必要な額を県が算定し、市町村ごとの納付額を決定。市町村は、県が指示する標準保険料率を参考に保険料を決めて徴収し、国などから入る公費と合わせて県に納入する。県は、集まった保険料などで国保財政を運営する。これまでの会合では、市町村によって加入者1人当たりが使う医療費に差があるため、制度改正に伴って保険料を統一した場合、医療費の低い自治体で、保険料が増額され、被保険者の理解が得られにくいと判断。31日まとめた方針案では、当面の対象期間を、2018年度から3年間と設定。納付金額の算定は、各市町村の現行の医療費の水準と、国保加入者の所得水準を反映させる。ま

た、制度改変によって、保険料が急激に増減しないように、各市町村の納付金相当額の上昇幅を最大1%とする激変緩和措置を設ける。

このほか国保会計に一般会計から繰り入れを行うなどしている赤字の市町村に対し、赤字解消に向けた取り組みや計画を策定するよう定める。加入者の所得に応じた保険料の減免基準は、全市町村で統一する。今後は、県が11月に方針を決定し、それを元に来年度の納付金の試算を市町村に提示し、市町村が保険料を検討する。新たな保険料が決定するのは、来年3月の見通しとの内容でした。

近年、上昇が続く保険料の動向を危惧する町民の皆さんの声が多く聞こえてまいります。これらの新聞報道により、さらなる心配が拡大しています。そこで初めに、11月の県方針の決定を待たなければ回答できない内容もあるかとは思いますが、来年4月より運営が県に移管されるに当たり、平成29年度の保険者である佐川町が考える今後の検討内容や、来年度以降の見通しについて、お答えいただける範囲について御説明をお願いします。

町民課長（和田強君）

おはようございます。下川議員の質問にお答えさせていただきます。現在の国保税は、佐川町の被保険者に支払われる医療費の一定割合を補うために必要な保険税額を推計し、それを税率等を決定しております。

平成30年度からは、下川議員もおっしゃいましたとおり、高知県全体の被保険者に支払われる医療費の一定割合を賄うために、高知県全体で必要な保険税総額というものを推計し、それを34市町村に事業費納付金として配分し、市町村はその配分された納付金額をもとに保険料税率等を決めていくという流れになっております。その配分方法につきましては、8月31日の協議会を踏まえ、県民、市町村への意見紹介を経て、11月に高知県の国民健康保険運営協議会の答申を受けて、12月の県議会に国保事業費納付金等の関係条例が提案されるという予定になっております。

そのため、現時点で佐川町の保険税率について上げる必要があるかどうかということを含め、お示しできる状態にはありません。一方、佐川町のほうにおきましては、この、平成30年度の事業費納付金額の算定において、11月ごろに県のほうから仮のケースを使いまして、納付金額というのが通知されます。それを元に、具体的な保

険税率等の検討を行った上、1月に正式に通知される予定の平成30年度の事業費納付金額に基づき、最終的な保険税率の算定を行うという予定になっております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

やはり、事業の流れとして、県のほうから提示がなされない以上、なかなか自治体のほうでそれを推測し判断するということは難しいというふうなことです。わかりました。

当初心配された県内統一による保険料算定は当面回避されたものの、2021年度からの運営方針によっては国保被保険者の負担が大きくなる可能性が心配されます。厚労省の2015年度国保事業報告によると、佐川町の1人当たりの医療費は、39万9,687円。県平均の40万6,635円より7千円程度低い金額です。1人当たりの保険料も8万551円で、県平均の8万4,740円より4千円程度低い内容です。県内統一となれば、当然、平均額より低い自治体、つまり佐川町の保険料は上がり、高い自治体の保険料が減額されます。

平成28年度の国保会計では、一部黒字が出ておりますが、高齢化が進む現状では余談を許しません。自営業や非正規雇用、無職の人たちが加入する国保は医療費がかさむ高齢者や低所得者層の加入割合が高く、赤字が深刻化しております。

県が国保会計に一般会計から繰り入れを行うなどしている赤字の市町村に対し、赤字解消に向けた取り組みや計画を策定するよう定めるとの報道でもあり、内容は定かではございませんが、今後の推移が心配されます。町の国保財政調整基金も5,500万円足らずございますが、ぜひ、佐川町で暮らす町民が健康で幸せに暮らしていくため、町民が支払う国保料の増額抑制を図る1つの方法として、一般財源からの繰り入れについても今後とも継続いただきたいと思います。お考えをお願いいたします。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。まず、下川議員がおっしゃっておりました医療費水準等につきましてですが、佐川町は県平均より若干低いという状態になっております。

平成30年度からの市町村への事業費納付金の配分につきましては、割合は別ですが、一応医療費水準を一定反映した形になりますので、相対的に言いますと、医療費が相対的に県内で高いところは高く、低いところは低いという形になってきます。

佐川町の場合は平均くらいですので、それで言うと、県内で相対的に言うと、そんな高くなるということにはならないのではないかなということはあると思います。が、ただですね、先ほども申し上げましたように、平成 30 年度の事業費納付金の額の通知が来ておりませんのではっきりしたことは申し上げられないということもあり、最終的に現在の保険税率で徴収させていただく保険税率というのがですね、事業費納付金に足らないということであれば、保険税率の見直してっていうのを図らないといけないんですが、そこに対して、すごく上げないといけないというような状態になるようでしたらですね、財政調整基金等を活用しながら、本来集めるべき保険税額に段階的に上げていくというような方法も考えないといけないんですが、30 年度からの制度につきまして、赤字解消の計画を立てるということも必要になってるんですが、そもそも一般会計からの法定外の繰り入れっていうのを行われている市町村というのが県内でもいくつかあるんですけども、この赤字解消計画のこともあり、原則的にはですね一般会計からの法定外の繰り入れについては認められないということになっていきますので、その事業費納付金が上がっていけばですね、その分、保険税率を上げざるを得ないという制度にはなっております。

ちょっと初めのほうに申し上げましたその医療費水準についてなんですけども、1 人当たりの医療費っていうのが、佐川町は現在、県内平均よりは低いんですが、平成 28 年度はちょっと上がっております。県内平均より高いという意味ではないんですけど、1 人当たりでみると若干上がったような形になっていまして、やはりその 1 人当たり医療費が上がっていくということは、その分、県内での事業費納付金の配分っていうのは相対的に増えていくっていうような傾向になると思いますので、医療費適正化の観点等も含めてですね、町民の皆様におかれてはですね、健康づくりの取り組みとか、健診の実施とか、それから生活習慣の改善等ですね、取り組んでいただいて健康の維持に努めていっていただきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

先ほどちょっと質問の中でも申し上げましたが、その 3 年間、2018 年から 3 年間については、県は大きい増減を抑制するという意味も込めて、増減緩和措置をとってこうという方針を出しており

ます。

そのことと言えば、3年間は現状の医療費水準で、保険税のほう
が推移をしていくであろうというふうなところでは、ただ、2年ぐ
らい以前から、保険料の高騰というふうなところで御支援をいただ
きながら、保険料の上昇を抑制してくるっていう流れもありました。
現実、28年度においては黒字決算というふうなところで、さまざま
な取り組みであったり、被保険者の方の努力であったり、そういう
ふうなところから、ある程度抑制が図られている。ほかの外的原因、
要因というのも多々あるかと思いますが、そういう状況であるとい
うふうなところで、ただ今後ですね、3年たって、また地域の状
況等、どんどんどんどん変わってくるようなことになるならば、や
はり、個々の自治体に対する保険料の配分というふうなところでは、
ちょっと見通しが定まらない状況もあるかと思いますが。

高齢化が進む以上、今後も医療費の増加というものは避けられま
せん。被保険者自身も、健康に配慮した生活を目指し、努力をする
必要もございますが、国費の支出増を他の自治体、県と協力し合っ
て、求めていただけていますよう強く要望させていただいて、今
回のこの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、いよいよ任期中最後の質問です。

堀見町長が4年間取り組んできた町政の総括を、また2期目で目
指すその目標及び町職員との連携についてお尋ねをいたします。

堀見町長と同じ4年間を、首長と議員というそれぞれの違う立場
で歩んできた思いを私なりにお伝えできればと考えております。こ
の4年間の活動に後悔を残さないよう、ざっくばらんにお伺いした
いと思いますので、失礼があれば御容赦いただきたいと思います。

初めに、本議会で質問された他の議員の皆さんと重複する内容が
あるとは思いますが、平成25年10月より町長として取り組んでこ
られた4年間の総括と、二期目へ向けての出馬に当たり目指す方向、
目標など、堀見町長の素直な思いを重ねてお聞かせいただければと
思います。よろしく願いをいたします。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。述べさせていただきたいと思います。25
年度の選挙のときに、選挙期間中に法定ビラとして配布をさせてい
ただきました。その中に、いろいろな公約を明記をさせていただ
いておりますが、その公約につきましては、ほぼ全てのことについて

達成をできていると、そのように考えております。

特に、やはり4年間を振り返って思い出深いのはですね、住民の皆さんに本当に助けていただいて、力をお借りして、2年間大変な努力を積み重ねてつくり上げた佐川町の第5次総合計画、みんなでつくる総合計画をしっかりとつくり上げることができたということが、まず大変心に残っております。

現在は、その計画に基づいて、しっかりと実施をして、PDCAを回して10年間かけて、より幸せな佐川町を皆さんと一緒につくり出そうということに取り組んでいる最中でございます。

また、公約にはしっかりと明記をしてあったわけではないですけども、きょうも御質問いただきましたが、地域公共交通のあり方を考えるという中で、さかわぐるぐるバスの本格運行までたどり着くことができたこと、このことは大変ありがたいなと、住民の皆さんの御理解、町会議員の皆さんからの御指摘等も含めてですね、オール佐川で、まずここまでたどり着けたということを大変感謝をしております。

ただ、この地域公共交通というのはですね、やっぱり長い年月をかけて成熟をさせていく必要があると、そのように考えております。料金の御指摘もありましたけども、私もある一定の制限の中ですね、無料という人たちの対応も考えてもいいんじゃないかなあということは正直思っております。ただ、やっぱりあわててですね、拙速になることのないように、本格運行を重ねながら、しっかりと時間をかけて改善をしていくっていうことのほうが、この事業には合ってるんだろうなというふうに思っておりますので、御理解をいただければと、そのように考えております。

あと下川議員には、集落活動センター加茂の里の設立、整備に向けては大変御尽力をいただきましてありがとうございました。加茂の里を含めてですね、この9月30日に完成するとかの集落活動センターあおぞらの完成をもって、佐川町内4カ所の集落活動センターが活動を開始することができます。

また来年度に向けて、その4カ所全てにおいてあったかふれあいセンターもスタートをさせたいということで、今、くろいわ、加茂の里それぞれ準備を進めている、地域の皆さんとも協議をしながら準備を進めているところであります。

また佐川地区内でも、あったかふれあいセンターもしくはあった

かふれあいセンターのような形で拠点を運用したいという話も出ておりますので、それらを含めてですね、ぐるぐるバスとその地域の皆さんの拠点がつながって、人と人との心がつながってお互いさまで助け合って、支え合って、住民一人一人が楽しんでできること、自分がやってみたいことを主体的に参加をしていただいて、幸せなまちづくりが広がりはじめたなど。もうその実感がですね、この4年間を振り返っての一番ありがたいことだなというふうに思います。

また、今橋議員からは4年間ずっと御質問いただきましたが、牧野公園の10カ年のリニューアル整備につきましても、ボランティアの方が一人ずつ確実に増えております。皆さんの笑顔が広がっているんだなあというふうに思います。これも住民力を最大限すばらしく発揮をしている佐川町らしい取り組みだというふうに思っております。この取り組みにつきましては、今後牧野公園を核としたまちなまると植物園の取り組みが、皆さんの力と皆さんの笑顔で広がっていくということを大変期待をしております。

今後の4年間ということのお話もありました。下川議員がおっしゃいましたように、佐川町第5次総合計画に基づいてしっかりとまちづくりを進めていくことが大切だろうというふうに思っております。10月の選挙に向けての後援会事務所の討議資料の中でも、第5次佐川町総合計画をしっかりと回していくということを明記をさせていただきます。

その中で、具体的な施策につきましては、佐川町の総合計画の7つの分野について、それぞれ大きな柱を立て、それぞれの施策について2つずつの具体的な取り組み施策を明記をさせていただきます。その中でも集落活動センター、あったかふれあいセンターの活動をしっかりと広げていくということも明記をさせていただきます。

私が一人でできることっていうのは、本当にもう微々たるものだというふうに思っております。住民の皆さんと一つになって、住民の皆さんにも楽しみながら主体的に町のこと、地域のことに参加をしていただいて、みんなでお互いさまで、あーよかったねって感謝し合えて笑顔で過ごせるような、そんな幸せな佐川町をこれからもつくっていきたい、つくっていくお仕事をさせていただきたい、そのような思いでおります。少し長くなりましたが、以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。住民と支え合って、住民の皆さんからの手助けを得ながら、この4年間しっかり頑張ってきたと。今後の4年間については、住民と一つになって総合計画を進めていくというふうなお気持ちです。

それでは次に、町職員との連携についてお尋ねをいたします。

私は4年前に堀見町長が就任されたとき、若くて背の高いニューリーダーの登場だと大いに期待を寄せた町民の一人でもあります。堀見町長は、その期待に応えるべくさまざまな新しい取り組みを進められ、期待以上の実績を積み重ねてこられました。

期待を寄せた一人として「よく頑張りました」「御苦労さま」「ありがとうございます」の言葉を心を込めて送りたいと思います。でも、その実績の陰には並々ならぬ努力を重ねられ、町長を支えてきた多くの職員の姿があります。職員の協力なくしてこれまでの実績はあり得ないと、私は思います。

そこで職員の皆さんにも、町長と同じように「よく頑張りました」「御苦労さま」「ありがとうございます」の言葉を重ねて送りたいと思います。堀見町長も、行政報告の中で4年間を振り返り、職員の皆さんへの感謝の言葉を述べられています。幸せなまちづくりを進めるためには、職員の皆さんとの連携が不可欠であるとの思いは私と同じです。今後堀見町長が二期目を目指され、さらに佐川町をよくしていく取り組みを進めていくためには、これまで以上に、職員の皆さんの力が必要です。どうかこれからも、町長と職員が一枚岩となって、町民の幸せのためのまちづくりを進めていただきたいと強く願うばかりです。

しかし、その反面、これまでの業務に加え、新たな取り組みを進めていくため、また業務の質を向上させるため、町長はもとより個々の職員の業務量が増えてきているのも事実です。堀見町長が就任される前には、業務の性質上、特定の部署での慢性的な長時間労働があり、職員間でも指摘されてきたところですが、近年では、それ以外の部署においても長時間労働が目立つようになってきています。

もちろん、職員個々の成長や努力も必要です。業務量やその業務の性質に対する取り組み方の精査、職員の能力に合った人員配置など、各関係部署での検討も重要です。でも、それだけでは解決できないほど業務量が増えてきているとの声も職員から聞こえます。

また財政が逼迫する中での人件費の抑制は、大きな行政課題の1つではありますが、超過勤務手当の抑制により、本来実施しなければならない業務を職員個人の責任感と自己犠牲によって、無報酬で支えているというふうなことは問題であると思います。まずは業務量と人員のバランスを精査し、慢性的な長時間労働を解消していくことが大切であると考えます。

さらに、臨時職員の待遇改善も必要だと思います。当町も他の自治体と同じように、多くの臨時職員を雇用し、正規職員の業務を適切に補っております。臨時職員として働いている皆さんのおかげで、正規職員も業務に遅延を来すことなく、町行政を安心して進めていくことができます。

臨時職員の皆さんも、個々の業務の内容に責任を持ち、正規職員に匹敵するような活躍をされている方も見受けられます。しかし、賃金や休暇などの待遇は、決して満足のいくものではなく、優秀な人材は条件のよい他の自治体に流れ、佐川町にとって必要な臨時職員の確保も、大いに支障を来している現状です。

るる申し上げましたが、二期目を目指す堀見町長が佐川丸の船長として、乗客である町民の皆さんを安全に目的地に上陸させるためには、船員である町職員が船長と同じ目線で、同じ方向を目指し、信頼関係の中で協力し合って、佐川町という船をあやつっていく必要があります。

一番忙しく責任の思い船長から見れば、少し責任の軽い船員の業務内容ならば、賃金や職場環境は現状で当然だと思われるかもしれません。しかし、職員には職員の言い分もあります。町民の幸せのため、町長の掲げる施策実現に向けて日々頑張っておられる職員の皆さんがほとんどです。職場に関する個々の職員の考え方や町長の目指す佐川町の方向について、職員と腹を割った話し合いを、これまで以上に行ってみてはいかががでしょうか。行き違いや思い違いなど、これまで気づかなかった発見がお互いに必ずあると思います。

私は、二期目を目指す堀見町長に、4年間も一緒に仕事をしているのだからこんなことは言わなくてもわかりきっているだろう、などと思わずに、いや、思っていないならなおさら初心に返り、職員の皆さんと同じ方向が目指せる、お互いにメリットのある話し合いを、ぜひ行っていただきたい。二期目を目指す今こそ行いうべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか手厳しい御意見、御質問ありがとうございます。4年間ずっと役場の経営をしてきました。その中で一番感じたことはですね、会社の経営の場合、社長と社員の関係、佐川町役場での町長と町職員の関係って、あ、これほども違うものだなあっていうことを、すごく痛感をしました。痛感をしたことがあります。

私は、職員にいつも話をしていることは、全ては佐川町のために仕事をしなさい、佐川町民の幸せのために仕事をしてください。何か迷ったときの判断は、全ては佐川町のため、佐川町民の幸せのため、どういう判断をしたらいいかっていうことを考えてくださいという話をしてきました。

佐川町役場の中でも、組合とですね交渉のようなものもありますが、私は、職員に対していつも話をするのは、私が全て何か、こうしなさいああしなさいとか、給与面とかっていうのは決めているわけではないので、住民の皆さん、町民の皆さんに胸を張って要望できる内容であれば、どんどん要望してください。私に言うことと同じことを町民の皆さんに胸を張って言えることであれば、本当に胸を張って言ってくださいということを、ずっと言い続けてきてます。これはずっと今後も、今後もって言ったらあれですけども、ずっと変わらずやってきたことになります。

またこの4年間、超過勤務のことにに関して、あと給与のことにに関して、手当のことにに関して、私から職員に対して、総務課長に対してですね、こうしなさいって言ったことはありません。全て皆さんで決めてください。総務課長を筆頭に課長の皆さん、職員がどうしたらいいのかっていうことを考えてください。

人事評価制度もそうです。今の人事評価制度は、私が就任した当初は人事評価制度が機能してないと。全く運用されてないという話が若い職員からありました。それだったらみんなで人事評価制度をつくったらどうですかという提案をしたら、ぜひつくりたいということでプロジェクトチームをつくって、新しい人事評価制度をつくりました。私からこうしなさい、ああしなさいと言ったことはありません。職員がみんなで考えてつくってくれました。

ですから、私は、できるだけ職員の皆さんの主体的な考えを尊重して役場を運営をしていきたいと考えております。仕事が忙しくな

っているという部分も、恐らく事実だろうと思います。特に、健康福祉課においては、どんどん仕事が増えていってます。チーム佐川推進課が忙しい部分は、多分に私の影響があらうかなというふうに思っておりますが、住民の皆様から、こういう計画をつくったらどうだ、こういうふうにやってみたらどうだ、議会の皆さんから、この計画は大事だよってというふうに御提案をいただくとですね、やはりそれに応えたいという思いもあって、取捨選択はしながらも前向きに進めていることが少し多かったかなという反省もあります。

その反省に基づいて、29年度の役場組織の、それぞれ課の人員配置については、庁議の中でもう議論、みんなで議論をし合いました。どこの課を1人、どこの課を人数を増やしたらいいのか、そのかわり今もう定員いっぱいいっぱいで行っているんで、どこかの課を増やすためには、どこかの課の職員の数を減らさなければいけません。そういうことを私が決めるのではなくて、庁議の場で課長の皆さんに意見を出してもらって、議論をしてですね、最終的に決めました。その中で最終的に人事を行いました。

今は厳しい中で職員の皆さんは一生懸命仕事をしていただいていると思っております。今後、国土調査の仕事が、予定では平成30年度で現地調査の仕事を完了する予定でいます。その中でまた、人数のやりくりもできるようになってくるんじゃないかなあというふうに思っております。

最後になりますけども、やはり下川議員のおっしゃるように、職員一人一人と向き合って、職員一人一人の話をしっかり聞いた上でですね、思いも受けとめ、時には砕けた話もしながら、同じ方向を向いて、全ては佐川町のため、佐川町民の幸せのためという同じ方向を向いて職員の皆さんと一緒に仕事をさせていただけたらなあというふうに思っています。

これまで4年間は、その方向を変えることがなく、4年間しっかりできたんじゃないかなあというふうに思っておりますが、またぜひ人生の先輩としてですね、プライベートでも含めて御指導をいただければというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

1 番（下川芳樹君）

何か、ものすごく前向いた話を聞かせていただきました。その、職員同士で話をしている内容、それから担当の課長なり管理職の皆

さんと話す内容、それから直接、最高の上司である町長であったり副町長であったりと話す内容、そういうところに多少なりオブラートがかかったり、お互いに十分にそれぞれの意見が言い合えなかったり、そういうケースも多々あると思います。

今おっしゃっていただいたように、そのやり方、考え方、それから住民の皆さんが本当に、今の役場職員がこれだけの賃金なり職場環境をつくっても、それは当たり前であろうというふうに考えられるなら、その財政の状況等もあろうかと思うんですが、そういう範囲の中で、待遇についても十分考えていかれる思いはあるというふうに、私自身感じましたが。それはちょっと違うと首を振ってますが、そのあたり、どうでしょうね。

私はね、自分の職場体験というのがございます。私も40年間、役場のほうで勤務をさせていただきました。その中で、やはりもう恒常的な残業残業で本当に、「いつ終わるんだろう。いつ、この闇から抜けれるんだろう」ということで、ものすごく悩んだこともございました。また、業務が、やはり集中して一部の人間とか、一部の課にこう特化して流れてくるっていうふうな環境の中で、「本当にもう職場自身をやめたい、これだけ条件がえい職場でもやめたい、死ぬるよりはましや」というふうに真剣に悩んだこともございました。そんな中で、やっぱり助けてくれたのは一緒に働いている仲間であったり、またしっかりこう話を受けとめて聞いていただける先輩方、上司の皆さんだったように思います。

やはり、一方通行で見てしまうと、なかなかこう見えない部分があって、先ほど町長も言われましたように、やはり腹を割った、対峙した話し合いというものが今後二期目目指す以上、本当にますます業務の内容って、重なってくる、重くなってくる。個人個人の職員さんにとってみても本当にしんどい方向を向かなければならないような状況も出てくるわけなんです。そんなときに、町長がおっしゃるように、町民のために、町民が本当に幸せになるために力合わせて頑張ろうやと、そこで頑張れる気持ちっていうのは、やっぱり同じ方向向いて、同じ考え方で、仕事に対する夢とか希望とかが持てて、生きがいを持てる、そういうふうな職場であればですね、本当に少々しんどくても、心折らずに前へどンドンどンドン進んでいくことができると思います。

私たちは議員として、佐川町が本当によくなればいい、佐川町民

が本当に幸せになればいい、そのためにはやはりこの役場という組織、ここが一枚岩になって、町長と職員の皆さんが一つになって同じ目線で、佐川町の幸せのために頑張っていただける、そういう力がですね、本当に多くの住民の皆さんも動かしていくし、よい町への一番の近道だと思います。ぜひですね、そのあたりもちょっと思いを込めてですね、もう一言、さっきの首を振った状況がよく理解できませんでしたので、そのあたりも含めてちょっと、回答をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えします。私が首をひねったのは、待遇という言葉に対して首をひねりましたが、会社の経営ですと、職員が頑張って売上げが上がって利益も上がれば、その分給料に、所得に還元をするっていうことができます。役場だと、そういうわけにはいかないんですね、実は。もし、きょう多くの傍聴の町民の皆さん来ていただいておりますが、大変ありがたいことなんですが、町民の皆さんが、役場の職員は本当に頑張るゆーからもっと給料上げてやれよというふうにおっしゃっていただけたら、ありがとうございますと言って、喜んで上げたいと思っております。私の立場はそういうものだろうなと思ってます。役場職員の給料は、全て条例のほうで決まっております。公務員として地方公務員法の中でいろいろな取り決めもあります。

あと、待遇という部分とは少し違いますが、超過勤務の話が出ましたので、超過勤務のことについてお話しをしますと、超過勤務は上司の命令で行うものなんです。上司が命令をして、しっかりとその命令した業務をやって、それをやったことを確認をして、ていう流れがあります。その、超過勤務の命令と確認というものに関しては、課長と職員一人一人がしっかりと自覚を持って取り組みなさい。それがもしできないんだったら、全て私のほうで管理しましょうかって言ったことも実はあります。超過勤務をする前に、事前にしっかりと、こういう仕事でやらなければいけませんというものに対して、上司が、課長が、じゃあその職務を認めますって命令をしてから初めて超過勤務ができるんです。そこを自覚をして職員の方にはしっかりとやっていただきたい。ここの部分の任務、責任を果たす役割っていうのはですね、課長の皆さんと思っております。

私は、毎月毎月、超過勤務の報告を見ます。特に若い人に超過勤

務が多かった場合、これはちょっと組織で考えたほうがいいんじゃないか、もう少し早く帰れるように、何か改善することはないの。係で考えてください。ひょっとしたら仕事のやり方が、方向性が間違っているかもしれない。もしかすると、業務時間中に仕事に集中できてないのかもしれない。ひょっとしたら私語が多いのかもしれない。それはその係、係、その組織で超過勤務が多い原因は、仕事量以外にも、ひょっとしたらあるかもしれないんです。そのことを全て踏まえた上で指示命令をするのが課長の役割になります。そういうことをしっかりできる役場組織になっていってくればいいなあと、ただそのことだけをすごく願ってます。

確実に改善はされてきてます。ですから、私が首をひねったのは、その待遇という部分だけでありまして、その後の下川議員が述べられた御意見に関しては、全く私も異論がありません。職員と一つになって、佐川町のために一生懸命働いてきたという自負もありますし、またそういう仕事をさせていただく機会を与えていただけるのであれば、その方針、その思いは変えずにですね、二人三脚、みんなで一つのチームになって、佐川町のために仕事ができる組織にしていきたいと、そのように思っております。その思いは、下川議員の思いと全く同じだと思っておりますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。以上です。

1 番（下川芳樹君）

お気持ち、十分わかりました。町長が本当に一番、身近でこう接していける、それから先ほどのお話のように、組織の中で管理職として中間でしっかりそれぞれのポジションを把握し、それぞれの職員の考え方、内容について把握できるのは、ここにおられる管理職の皆さんだと思います。そのあたり、意思疎通をしっかりとって本当に働きやすい、夢のある職場っていうものを目指していただきたいと思います。

私は、職員の皆さんにも一言申し上げたい、お願いをしたいことがございます。皆さんは、多くの難関を突破されて、せっかく佐川町役場に入庁されました。誰でも入れる職場ではございません。皆さんも町長や私も議員と同じく選ばれた町民の代表だと思います。自信と誇りを持って、町民のために行政のプロとしてしっかり頑張っていただきたい、いうふうに思います。

あと、佐川丸、これは佐川町を例えたわけなんです、船長の町

長と船員の皆さんが一つになって、みんなでつくる総合計画、これの実現に船出をしていただき、目的地である 10 年後の到達点にしっかり導いていただけますことを、心よりお願いを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。4 年間、本当にありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、1 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで、11 時まで休憩します。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 11 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

8 番、中村卓司君の発言を許します。

8 番（中村卓司君）

それでは、午前中の 3 人目になりまして、少し段取りが違うのかなという思いがしますけれども、8 番議員の中村でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 29 年度 9 月議会の質問をさせていただきます。

その前に少し、議員の皆さんと職員の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。この間、土曜日に食育の会がございまして、議場でも議員の皆さんに参加をしていただきた、いうお話もしましたし、職員の皆様もぜひというお話をしました。何人集まるかなあという大変心配しておりましたけれども、席を構えても足らず、立ち見ができたほどで、最初は 100 ちょいかな、20 人ぐらいかなと思っておりましたけども、140～150 人の方がおいでをいただきまして、大塚先生の食に対するお話を聞いていただきました。この場を借りましてお礼を申し上げたいと思います。

また、食改のほうが主催でございましたので、私のほうから礼を言うのもおかしいかもしれませんが、この場に私がおりますので、代表しましてお礼のことを述べたいと思います。どうもありがとうございました。

それではですね、質問に入りたいと思いますが。その前にですね、

少し私見、私の意見を述べさせていただきたいと思います。というのは、この前に立ってですね、いろいろな国政、町政なりの私見ということでございましたが、今回はですね、少し、町長の行政報告の中からですね、本会が始まる冒頭の御挨拶、行政報告の中からですね、少し、質問ではありませんが、意見として述べさせていただきたいと思います。

町長が当選をいたしまして丸4年ということでございますけれども、冒頭、初回の議会でのこの行政報告、実に細かい挨拶ございましてびっくりいたしました。前の前の町長も詳しくなかったということではございませんけども、さらに詳しい報告がありまして、私たち議員はですね、全部答えて、質問に対して答えが出てしまってますね、私はその質問をするのに答えが出てしまったなというふうな感じもしております、質問には大変苦慮したという思いがありますけれども、大変、微々、細にわたりましての御報告ということで、私は大変感じもよかったし、大変な感心するところでありまして、さすが、若い町長で細かいところにも気がつくのだという感心をいたしました。

ですがその中で、ひとつですね、3点ほど、挨拶の中からですね、申し述べたいと思います。まず1点目は、町長が大阪、東京などの開催されている県内市町村の合同の移住フェアをやるというような報告がございました。

その中で、佐川町でも単独の移住相談会を開くということでありました。そこで提案とお願いでございますけれども、JAコスモスが、今実施をしておりますミドルスクールというのがありまして、森議員と私で少し協力をさせていただいておるんですけれども。その内容はですね、主に、定年退職迎えられた60歳以上の方が多いんですけれども、いつまでも現役ということで農業スクールをやっております。女性もたくさんいるんですけれども、そういう農業スクールを実施をですね、第2の人生をスローライフで、農業をやって楽しんでいただこうという受け皿でございますが、いつまでも現役ということコンセプトを実施をしております。

13年間実施をいたしまして、約450人か500人ぐらいの卒業生が出たわけですが、この中味は実に佐川町内の方が少なくてですね、東は夜須町、本山町、それから西はですね、大月町といった方もおいでます。特に高知市の方が多くてですね、3分の2ぐらい

は高知市の方がおられるんじゃないかというぐらい大人気があります。

しかもリピーターがいるということで、大変、毎年充実したスクールが行われていますけれども、その卒業生の中から、これは高知県だけでおいとくのはもったいない、全国発信もできるスクールじゃないかというふうな話が出まして、ああそうだなという思いがしておりました。

そこで、町長の挨拶の中から、東京でそれを実施するというふうなことがありました。高知県に、佐川町に移住促進をするPR、行くということでございました。その中の佐川町宣伝メニューの中に、このミドルスクールあるよということを入れていただいて、移住促進に役立てる方法ともに、JAのやっている活動っていうものもですね、知っていただきたい、いうなこともあってですね、そのスクールにぜひですね、このいつまでも現役、スローライフ、農業スクールというものをですね、メニューの中に入れていただきたいというのが1点目です。

2点目にですね、少し感じたことは、自伐のお話ございました。町内の人に聞いてみますと、外からおいでの方がほとんどなんですけれども、この地域おこし協力隊と住民の方が、少しその温度差がありはしないかっていうふうなお話も聞いてございますので、議会も含めてですね、私個人、議会も含めて、その温度差がないように、地域おこし協力隊の方とですね住民の方が交わる方法をとっていただけたらどうかなと。

十分にとっているということも聞きますけれども、町民の方には、少しあるようでございますので、それをお願いをしておきたいということと、もう1つ最後に、中学校の会議というものを交流があったと報告がございました。ぜひですね、子供たちの要望をですね、1つでも2つでも願いをに入れていただいて、即、実践できるというふうな方法もとっていただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

少し前置き長くなりましたけれども、質問に入らせていただきます。4つ質問事項を構えておりましたけれども、3番目の町営住宅につきましては、今回は見送らせていただきますので、3つだけの質問をさせていただきます。

3つですけれども、先ほど来、それから話が出ております1番目、

2 番目の道の駅と黒岩河川改修についてはですね、詳しい話がありましたので、また重複すると思いますから、重複する部分は構いませんけれども、別の目線で質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。3 つ目が、この間から大変議会でも問題になっております選挙の投票所についての問題を質問をさせていただきます。

それでは1 番目の道の駅について、質問をいたします。

下川議員のほうからですね、道の駅っていうものの内容については、こういうメリットがあるよという話が、とうとうとすばらしい下川節を聞かせていただきましたので、本当にありがとうございます。私も、10 年、この道の駅を要望してから10 年。中山町長、榎並谷町長通じて一生懸命お願いをしてきたわけでございますけれども。本当に具体的になったのは、堀見町長が就任をされて道の駅を最重点課題の1 つだというふうなことから、先ほど来から話しております32 年にはつくりたいというふうなお話があります。

そこで、場所、中味、等々につきましては、特に場所は今年度中、来年の3 月末にはですね、決定を見るということでございます。内容につきましてはこれからだというふうにもありまして、10 年の総合計画の中にも時系列で順番に、道の駅の構想はこういうふうにやっていくという内容も含まれておりまして、場所は年度内、それから内容についてはこれからだというふうに列記をされておりますが、これ、まだ計画の中にはそういうところまでないよということになれば、それでもいいんですけども、一番心配するのは予算の問題です。

町費、国費、県費、それぞれのやり方があろうかと思います。越知、日高がやっておるのは、日高は村の駅、越知町は町の駅といって、自分の町、村でほとんど経済的バックをしてですね実施をしているのが実態でございます。

一方ですね、国からの指定を受けると、補助金ていうのがすごくありまして、例えば駐車場代は100%補助とか、観光案内所は100%補助とか、ただし、地場産品を売る場所については、土地なり、建物なりは地元でというふうな内容が、数年前にはそういった内容でございました。最近は変わっているかもしれませんが、そういった内容でございました。

いずれにしても、町のですね、予算、絡んでまいります。その予

算の計画、構想でも構いませんけれども、お聞かせ願えればありがたいと思いますので、その点から質問を始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

それではお答えさせていただきます。4年間、さまざまな御質問、御意見、御提言、また私から失礼な言葉、本当に申しわけございませんでしたが、いろいろありがとうございました。また、きょうも御質問ありがとうございました。

予算ということですので、現在、決まっておりません。どのような方式でやるかも決まっておりません。今、道の駅もPFI事業を取り入れてやっているところも当然あります。さまざまな角度から、どのような予算立て、予算組みをするのがいいなのかということをしつかり時間をかけながら考えていきたいと、そのように考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

中村でございます。それぞれですね、予算は、計画の中には今のところないということでございますけれども。町長は、いつも予算の関係で東京なりに予算折衝なんかを行ってると言うんですが、例えば国会議員、県議、それぞれの予算を持ってる、力のある議員さんおられると思うんですけれども、そういうところの下話っていうのは今までにはございませうかね。それをまず聞かせてもらって、かなり、次、質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。下話は一切しておりません。以上です。

8 番（中村卓司君）

もしですね、その国の事業ということになれば、おのずと国、国会議員というのが関係をしてくると思いますんで、その予算の関係で、国からもらえる国の道の駅という形になる構想を持っておられるならば、早めにですね、その手も打っておかないと手遅れになると思いますし、地方創生で、このお金っていうのはある程度使えるという範囲でございますけれども、何か、地方創生が少しトーンダウンをしておる関係で、その予算もどうかなという時期でもございますので、精いっぱい早くにですね、その手立てをしてほしいと思いますので、その点よろしくお願いしますと思います。

そこでですね、私たち議長と一応議会で私が、道の駅の実行委員という形にならせていただいて、何カ所の土地の関係も10カ所、選定をいたしました。その中から、町長、最終的に来年の3月までに決めるということでございますが、これからの実行委員会、まだ行われておりませんけれども、今後の実行委員会の役目、場所の選定、10カ所はこんな感じでということ提案をさせていただいたんですけども、実行委員会の役割というのはどのようになっていくかをお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、場所の選定を今年度中に、皆さんに意見を聞きながら進めていくということになります。来年度以降は基本的には、まず土地が決まりますと、大きさも決まります。その決まった土地の中で、どれだけの規模の建物をつくるかっていう基本概要計画をつくらないといけないんです。そのときに、どういうサービス、どういう施設を入れるかっていうときの、その意見出しですね。その役割を担っていただくことになると思います。具体的に、大きさが大体まとまってきましたら、次には、その運営母体、運営主体をどうするのかっていうことが一番大事になってきます。

道の駅は、当然あったほうがいい、つくってよ。という意見はあると思いますが、じゃ誰が、経営の部分に責任持ってかわっていくんですか、町内にその役割を担っていただける方がいるんですかっていうことも含めて、運営についてしっかり議論をしていかないといけなくなってきました。

その段階で、検討委員の皆さんにも運営についての意見をいただくということになってくると思います。当面はそのような役割があるというふうに考えてます。以上です。

8 番（中村卓司君）

順調に動き始めると、実行委員会の役割は大体これまでっていう区切りができようかと思います。そこで、実行委員会は、基本設計できて、中味、どんなもの、地場産品売なのか、加工所をつくるのか、美術館をつくるのか、何か内容がたくさんあるのかと思いますけれども、その検討をして、最終的に運営母体をどうするのかという形になっていくというお話でしたけれども。それこそ、提案は委員会はできると思うんです。土地の問題も提案はさせていただきます。

した。最終決定は執行部ということになったわけですが、この内容、運営母体、最終的には執行部が、やはり決める形になるんですかね。それをお聞かせを願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えします。検討委員会での意見、アイデアをいただきながら、最終的には、しっかり合意を得ながら執行部が決めていくということになるかと思います。以上です。

8 番（中村卓司君）

わかりました。時系列で順調にいったほしい、思いますし、ちょっと遅れているってということも課長のほうから話がありましたんですが、少しずつで、少しずつ少しずつ遅れると、1年、2年、3年という遅れが出てきますので、遅れを取り戻すような形でですね前向きに進んでほしいということをお願いをしておきたいと思いますが、課長、よろしくお願いします。お答えを。遅れないようにということでございますが、御意見を聞かせていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この道の駅の検討につきましては、先ほどの下川議員の御質問にお答えをいたしました。が、本年度については用地の適地を、最終案という形になりますけども、それを決定をしていくと。それをまずしっかりと本年度中取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

なかなかね、仕事がいっぱいなんで、しんどいと思うんですけども。私のほうからはですね、10年もそのやも提案をさせていただく熱い思いがあってですね、遅れないようにひとつよろしく願いをしておきたいと思ひまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、黒岩の河川改修。これも片岡議員のほうから質問がありましたので、細かい点は申し上げます。ただですね、前回の議会でもこの質問取り上げさせていただいて聞かせていただきました。これも、遅れ気味になっているというふうなことだろうと思うんですが、1週間ぐらい前までに少し現場の方と話す機会がございました。課長、遅れていると認識ございますかね。認識があったら、どういうことで遅れちゃうのかっていう思いがあるのか、ほかの市町村関係ありますので、佐川としてもいたし方ないところがあ

るかも知れませんが、遅れている認識、どういうところが原因か、それをまず聞かせていただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えをいたします。遅れ気味という認識なんですけども、やはりその事業自体が大きいもので、それと今、測量調査とか詳細な設計とかいう業務を県のほうで行っております。なかなか、このところがですね一番目に見えにくい、進んでいる具合が目に見えにくいところではございますけども、ただ、一番大事なところでございまして、その地元の方にも丁寧に説明をしながらですね、進めていくべきところではあるとは思っています。

もっと目に見えた効果というところを見たいところではございますけども、今の段階では、非常に丁寧に地元の説明をしながら慎重に進めていくべき段階だとは思っておりますので、何分いたし方ないところもあるのかなということは思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

先ほど述べましたように、少し私なりに調査をさせていただきました。それで、率直に申し上げますと、佐川のくはですね、この中域のメンバーがですね非常に頑張っていたいて、土地の交渉なりですね、全てというぐらい話がついてる。

あと、越知。越知って言いますけど、本来なら昔は佐川町でございまして、分村をしたという歴史があって、少し寂しい思いがしますが、それは余分な話ですけども。越知の柴尾、宮地地区の話もですね、ほとんどついているということらしいんです。

売らないとか売るとかっていう話っていう中でしゅう、一部の方には完全にはないですけども、地元の議員さんに聞いてみますと、ほとんど、オーケーに近いと。それは心配ないと。越知の議会でも、その議員さんはその質問をして、何とか河川改修、スムーズにいくようにということを進めておるようございまして、そしたら何が原因だというと、対岸の今成、それから今度は逆流を心配する桐見川、文徳ですかね、桐見川のあの川の出口の公園のすぐ上の地区ですね。文徳、そこの方が逆流を心配してるということ。

もう1点は、柴尾、宮地地区が孤立をしたときの対策、これも考えてほしいというふうに地元では言ってるようございまして。

そこで前回もお願いをして、町長、議長も含めて、県なりに、越知なりにお願いに行ったらという話もさせていただきました。大変

申しわけない、町長の頭を堀見町長の頭を飛び越えてですね、越知の町長に、割と古手の議員になりますと、アポなしで話が聞ける関係で、直接話を聞いてみました。

越知の町長も、全ては言いませんけれども、なかなか厳しいねと。越知の町長に、課長の尻をたたいて越知がうまいことできるように何とかしてもらいたいけんどという話もしたけど、返事はありませんけれども。なかなか最後に、隣の町のことまで要らんこと言いましてすいませんということで、話を終わらせましたんですけれども。最後はやっぱり、行政の長がですね、ある程度強い力を発揮せんと、なかなか前向きにできんような状態、また判断もできないような状態になってるのが、今のちょっと遅れている原因ではないかというふうに、私なりに勝手に判断をいたしました。

というのも、この間、集落活動センターの落成のときに、尾崎知事が来て、地元の人がそのお願いをしたら、それは大変やからということで、それからその手前にもですね、町長が行ったりしてですね、十分理解をしてる。それから県議団も訪れて理解をしてる。地元も、黒岩の方は理解してるし、柴尾、宮地もほとんど。なると、今度は水害が心配される対岸、言いかえると、水位が上がって、越知の町が浸かる、みたいな心配をした前町長、越知町長もそんなことも言っておられました。

そんなことの全体を考えて、大きい車を押さないかん。先ほど言った柴尾、宮地が孤立をするとなると、別の道をですね、拡張する話にも発展をしてるやに聞いております。そのことも含めて、佐川町としては、ほかの、町外のことでございますので、なかなかものが言えないということでございますけれども、今度 19 日、課長のほうから話がありました行政同士のお話があると聞いております。そのときに、もうお互いの町執行部がですね、前向きにいくような、歯にきぬ着せぬですね、話し合いをしてほしいというふうに私は望みますけれども。

堀見町長、隣の町で言いにくいこともあるかも知れませんが、突っ込んだ話をしていただきたいと、私のほうから思いますけれども、いかがなものでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。中村議員から遅れているという表現がありましたが、全体的に遅いねっていう印象はあるかもしれませ

んが、立てた計画どおりには、今のところ県の事業進んでおりますので、遅れているっていうことにはなってないんですね。県としても、何年に完成はさせますっていうのを概略でも明示をしてるわけではありませんので、ただ、事業を着手しましたと。その中で、今年度はこの事業をやります、今年度はこの事業をやりますと言って決めたやつは今、しっかりと進めておりますので、遅れているっていうのではなくて、住民の皆さんの期待からすると、ちょっと進み具合が遅いねということだということで御理解をいただきたいなあというふうに思います。

私は、小田町長とはざっくばらんにいつも話をしてますし、遠慮して言うことはありません。越知町長から直接私に相談があったっていうことは、この事案ではまだありません。ただ 19 日に今度、とにかく全体で集まろうということは、私のほうから指示しました。その機会をつくりましたので、それでしっかりと向こうの事情も聞きながら、全体でどうすれば前に進むかねという話はしたいなあというふうに思っております。

ただ、越知町の町内のことで、もし問題があったとしても、それに対して私のほうから何かこう、横やりを入れるようなですね、何かこう飛び越えてやるようになっていうことはさすがにできませんので、それは越知町長にしっかりと委ねて、できる応援があれば、応援をしていくという形ぐらいかなというふうに思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

19 日の会が町長のほうの提案とは知りませんでした。遅れてるというイメージとしてはそういうイメージがあったんで、私が遅いっていうふうな感じもしましたんで、そういうことを言いましたけれども。順調どおり、ほぼ予定どおりいっているということでございます。

この間の地区会の中でも、黒岩の方からですね、予算 1 億しか年間使えらったら、100 億かかったら 100 年かかるかな、みたいな話もあったんで、現場が話つけばですね、予算のほうも何とかなるといふような前向きな尾崎知事とかですね、県の関係もあるようですし、堀見町長も会ってこられたんで、十分な、そんな認識あると思います。

ここで、佐川町が 2 人、5 号台風のときに河川改修のときに、地

元の人が、僕は1人だと思うんですけど、1人の方が反対をされて、もう下が全然できなくなったという経過があるんです。だからそういうことに、せっかくここまで行ったならば、もう最後の端まで、貫徹していただくことをですね、お願いしたいと思いますし、早期にですね実現をしてほしい。そのためには越知の関連もありますので、越知と佐川町が手を携えてですね、早くやってほしいと思います。

県下の中で、こんなに水害のあるところは多分黒岩地区だけだと思います。かつては奈半利のほうにも何かあったというふうな話も聞くんですけども。こんなに水害が残っているところ、それから日高もね。あれで、水門で水害が比較的少なくなるろうし、日高の例を出しますと、弘岡と加茂の間の橋がなかなか広がらずに、何でもかいうたら、上は浸かってくれよと。下によけ流れると迷惑やみたいな話もあったようにも聞いておりますけれども。越知と佐川の間柄でそうなってはいきませんからですね、ぜひですね、早期に実現をしていただくことをお願いをいたしまして、私のほうからこの質問は終わります。

3つ目、最後です。

この間、永田議員からの質問もありましたし、全員協議会の中から、選管の委員長、呼びをですね、白熱した議論がなされ、つつい私も、声が大きいかなというのを思いましたけれども。

その中で、見直すということについて私のほうから委員長に質問をさせていただきましたけれども。見直すということに対して、はっきりこうだというお答えがございました。そこでですね、もう一度私なりにこの問題を検証をさせていただきました。もう忘れましたけれども、数年前に同じ質問をした記憶がありまして、議会報告ちょっと見ようと思いましたが、見当たりませんでしたけれども。1回だけ質問をさせていただいた記憶がございます。

平成17年に、このいわゆる投票所が20カ所から15カ所に減ったというふうな経緯があるわけですが、そのときの、何で、なぜこの20を15にしなければならないかっていうふうなことが、今の課長からいきますと、ずいぶん昔になりますのでわかりにくいかもしれませんが、文書が残っておったらですね、なぜ、その17年に20カ所を15カ所にしなければならないのか、まずそれをですね、理由を聞かせていただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。当時の資料というのは、投票所の統廃合についてということで、関係投票区の皆様へ佐川町選挙管理委員会のほうから出した文書しかありません。ちょっとその文書のほうからちょっと抜粋しましてお答えさせていただきます。

選挙管理委員会のほうとしましては、前の20カ所、この20カ所になったのは、昔の資料不足のため正確なことは言えませんが、大体40年前だと推測される、と。20カ所になったのは40年前だと推測されますということになっております。そして当時とは時代状況や社会環境が大きく変わってきております、と。例えば、道路事情や車の普及度、人口や財政状況などさまざまな変化が挙げられます、ということになっております。この変化につきましては、選挙人の数にもあらわれておることが書いてあります。

また、現在100人以下の選挙人の投票区が2つあって、100人台の投票区が4つある、と。これらは町の中心部から離れたところにある投票区がほとんどであります、と。寂しいことではありますけど、周辺部の人口が減少してるのは確実のようであります、ということが書いてあります。

そして、選挙の執行にはそれ相当の経費を要します、と。その中で最も経費を要するのが投票所であります、と。特に人件費です、と書いてあります。しかしながら、それらを賄う佐川町の財政は国の三位一体改革により交付税の大幅減などによって、他自治体の例に漏れず非常に厳しい状況にある、と。

そういうことに加えまして、その当時ですけれど、本年3月20日に行った日高村との合併の件についてですけれど、佐川町民は合併しないことを選択した、と。これは合併に伴う財政上の優遇措置を受けずに、佐川町単独で自立の道を歩む選択であるということが書かれております。

その道を選ぶことにつきましては、財政運営上、相当険しいものになるということを確認せないかんということを書いております。そういうような、いろんな時代の状況とか社会環境の変遷を踏まえまして、投票所の見直しを進めたいというふうに考えておるということになっております。

そこで、投票所の統廃合の基本的な考え方につきまして、3点ほど挙げております。まず1つ目が行政改革等、と。厳しい財政状況

下にありまして、行政改革の断行と行政と住民の協働のまちづくりは不可欠である、と。投票所の統廃合を行政改革等の一環として取り組みます、ということになっております。

2つ目が社会環境の変化といたしまして、投票所が20カ所設けられた当時は車も余り普及していなかった、と。地域の人口も多かったと推測をされます、と。現在におきましては、車は1家に複数台所有いたしまして、地域の人口は減少しているのが常態となっておる、と。また、道路事情につきましても、その当時、40年以上前のことだと思いますけれど、当時と比較すれば格段に整備されているはずです、と。こうした社会環境の変化に対応するために、各投票区の選挙人数や地理的要因、利便性等を総合的に勘案して、投票区の統廃合を図ります、というのが2つ目になっております。

3つ目につきましては、民主主義の原点ということで、選挙は最も基本的かつ最大の政治参加の機会であり、また手段でもある、と。この民主主義の原点を損なうことなく、かつ先ほど申し上げました1番目と2番目の考え方の均衡も考慮に入れて投票所の統廃合を行う、というような考え方のもと投票所の統廃合が行われたというふうに理解をしております。以上です。

8 番（中村卓司君）

20が15カ所になった理由、3つ挙げていただきました。妙に3点目は、民主主義の観点を損なうというのは、妙に、それ妙に意味わからんみたいな感じがするんですけど。逆にいくと、投票所が少なくなると、民主主義の観点から反するようになっていくような感じもするんで、それいかなものかという点と、社会道路情勢が、40年前からいきますと、それはもちろん車に乗ったりするんで、わかるんですけども、逆に今いきますと、社会情勢というのは高齢化によって車に乗らない、乗れない方が増えているというのが社会状況ですよね。逆に増やさないかんような情勢も、はやきちゅうみたいな感じもするんですが。

それから最もわかるのは、お金が要る、経費が要るから減らそうということで5カ所減って、どれくらいお金が安くなるかもちょっと今算用できませんけど、何十万違ったって余り経費ではないような感じもするんですけどもね。

そういった点からですね、何で15カ所にするんだろうという私の率直な疑問でございます。永田さんも、庄田地区にということで、

なくなるのはおかしい。それから地元の方も要望が出てる。おかしいということでございました。

そこですね、私が課長にいただいた文書。自治会長の名前で最初にですね、答申ですね、最初に自治会から庄田に投票所を開設してほしいというような要望書が出てですね、それを受けて選管から、平成 25 年 7 月の 11 日付でお答えをしておる、という文書をここにいただきました。

要望に対する回答についてということで、平成 25 年 5 月 30 日付で、投票所の再設置についての要望書に対して下記のとおり回答しますという内容です。全部を読むと時間ありませんので、そこですね、そのときに、実際に選管の委員 4 人と事務局、課長だと思うんですが、距離を歩いて、何キロ、何キロ、何キロと。一番遠いところで 3.6 キロですか、いう数字も出してですね、大変だなあという思いで、何とか改善をしていかないかんといいは、あるような内容です。こう書いてます。

「いろいろあって、現状において明らかに投票行動の支障になるような問題が存在し、公平性を欠く事実があるとすれば、民主主義制度を確保するためにもこれを改めるとして躊躇してはならない。」躊躇してはならないから、やっぱりいかざったら改めないかんと。

「特に、前回の統合から 8 年を経ているだけに、この間に」 8 年と書いてますよね。「この間に社会状況の変貌に鑑み、現状を見直す時期にさしかかっているかもしれない」と書いてあります。だから、要望を受けて、変えないかんといいうふうな内容にもとれるんですけども、しまいのほうに、こう書いてあります。「前回の統合の趣旨を堅持することが望ましい」とも書いてあるんです。しまいのほうに。ということは、前回統合した 15 カ所をですね、やっぱり堅持しなければならぬというふうに書いてまして、どっちが本当やろうというふうなことになってて、最後の端に「継続審議にします」と、こう書いてあります。

けれども、継続審議をした結果を、もう 1 回ですね、話さないかんといいことになるわけですが、それを平成 26 年度末までにもう一遍この継続の会をしてます。その結果を平成 27 年の 3 月の 27 日にもう一遍お答えをしてるわけです。当時の課長どなたかちょっとわかりませんが、委員長が竹村さんでございまして、その結果をもう一遍庄田地区にお返しをしてると、こういうことになってお

ります。

そのときにも、どうとったらいいのかわかりませんが、最終的にこう書いてあります。「庄田自治会がほかの自治会と比較しても大きな違いは認められない」こう書いてあります。それでも、最後の端には「引き続き調査研究を実施してる」と、こうなってます。それで、永田議員のほうからは、27年から今までほたくちよったかなと、こういう経過の流れですよ。

この内容の中にもですね、ほかの地区、ほかの地区からこういう意見が出る心配がある。出たらどうするんだというふうなこともあるので、慎重にせないかんということも書いてあります。

そこで、自分なりに漫画地図を、漫画地図を自分たちの地区にどういう、あるかということを描いてみました。今の段階で。問題ないのは、先に言いますと、地区的に言います。加茂地区というのは2つあって2つ、減ってない。それから尾川地区、これも2つあって減ってない。減ってるのはどこかということ、斗賀野が2地区、佐川が1地区、黒岩が2地区、この5地区が、実際には減ってるわけです。差し引きの関係もありますけど、実際には、総数でいくと、20カ所が15カ所になったのは、その地区別にマイナスになっていると、こういうことになります。

そしたら、どうかということ、8カ所減って3カ所新しくなるので差し引き5つですよ。新しいところもあります。今回、問題になったのは、その投票所に行くために行けなくなったと、いうことで、これはおかしいろうということで、きょうもちょっと電話をしまして庄田の自治会長に聞きました。そしたら、遠くになって行けなくなっちゃうから問題なので、人口が多いとか少ないっていうのは、自分が思うにおかしい。距離が遠いから行けなくなっちゃう。こういうことなんですね。

そしたら、ほかの地区もあります。一番、この地図で見えますと、やはり庄田地区っていうのがですね、非常に遠い。3.6キロっていうところがあります。その次に遠いのがね、川内ヶ谷。あそこの辺、奥畑から行く、これ、行くのは電力がありますね。遠い。それから下山。どこかいうと小富士。比較的遠い。それから虎杖野、桂、行くのはかわせみ。遠い。となると、斗賀野地区はどうかなといえますと、5地区から2つ減っちゃうけれども、割とこう地域的に囲われた地区で、道も行きやすい。ただし、舟床とかですね、川ノ内と

いうのはなくなってますけど、けいとうも含めて斗賀野地区と考えたらですね、割とこうまとまってあるんで、先ほど言った3つの点が距離的に遠いき行けなくなっていると。となりますと、庄田の問題だけではない、ということになるわけですね。

なぜ僕がここで言いたいかというと、ほかの地区も問題あったときにどうするぜよということが回答の中にありますんで、もとに戻って見直すと答えた内容をですね、見直すとはどういうことで、今までの形を変えるのか、変えんのかというところを最終的には聞きたいと。長々としゃべりましたけども、ここだけじゃないぞということの意味で訴えをするわけですが、そのことについて、お答えをお願いします。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えをいたします。選挙管理委員会のほうで、これは6月の一般質問の際にも答弁させていただきましたけれど、3月に決定いたしました見直しの内容につきましては、先ほどの質問にもありました投票区、投票所の変更の問題、あとそれのほかに移動期日前投票所の開設でありますとか、移動支援バスの運行でありますとか、期日前投票所の増設、あるいは投票所の開閉時刻の変更と、そういうものにつきまして、既に実施しております他の市町村の例等もございますので、佐川町のほうで実施できるかどうかの検証を行うと。

その中で、先ほどの質問にありました投票区、投票所の変更につきましては、今までの課題でありますとか、そういうような現状とかを踏まえまして、もう一度見直しを行うということになります。その見直しの結果、どのような結果になるかということにつきましては、これはもう選挙管理委員会の中で、委員の皆様にご検討協議していただいて決定していくこととなりますので、今現在そういうような検討協議は行われておりませんので、今ここで見直しの結果、現在と変わるであろうとかいうような答弁のほうにつきましては、ちょっとできないというふうに考えております。以上でございます。

8番（中村卓司君）

当然だと思います。選管の委員のメンバーではございませんので、麻田課長が、こうします、ああしますということは当然できませんから、検討の中を、議題を提供するなりですね、会議の招集なりの話を会長としていただいて、それこそ検討していただきたい。

ただね、問題はね、やっぱりその、はっきりさせてない、最後の

端に、検討する、協議するみたいなことがぼぼぼ出てくるんで、ほんなら協議してくれ、してないやないかという話になるんで、最終結論が出るような文書でないと、やっぱり住民は、やってくれてるもんなりというような誤解を示す、出すほうは、こういう文書を出せば、もう何か憎まれんつ済むかな、みたいな、そのところがあって、思いがあるかもしれないけれども、かつちり出してやるということが必要やと思います。

先ほど言ったその、庄田地区の自治会長さんも、やってくれるかどうかやろうかみたいなことを、いまだにもんもんとしゆう、いうことを言いました。

それとですね、どうせ見直すなら、その距離の関係で、見直す機会があれば参考にしてほしいんですけども、新しいところをつくったところ、かわせみ、佐川の役場がやまってかわせみに行ったんですよね。行ったとかわからんけど、ここは終わってかわせみに行く。それから小富士公民館。妙に新しくなったんでしょう。それから斗賀野荘。新しくなった。斗賀野荘が本当に距離的にあれなんで問題ないと思うんですけど。かわせみと小富士の公民館、近いじゃないですか、ほら、距離的に。

人の関係とか言うけれども、さっきから言うように、これは人やない、距離の問題。やりに行くのがやれんなったき、距離の問題を考慮してやるべきやと思うんですよ。人がたくさん集まれば、投票箱の投票台と言いますかね、書くところを増やしたらええだけで、少ないところは少なうて済むんですから、ちっとも問題ない、ただ距離の問題。例えば、小富士になって遠くなったのは、馬の原とか下山とか、こっち近づいてきたけど、下山がなくなったんで、小富士のどこまで行かなかったら遠なりゆうわけよね。それよりはこの地図的なことを考えて、中心的なところに投票を置くというようにやらなよね、人がよけおるけ、駐車場がないけじゃあいう話じゃない、これは。

そこの辺も考慮して、場所的な位置をよね、空白分がないようにですね、改めるといえるか、見直すとするやったらそれも参考にしてもらいたいと思うんですが、それはもう、はいわかりました、どうじゃという話はできんと思いますから、私のほうの意見としてそのことのみ述べさせていただきたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

最後にですね、このことに受けて、永田議員も含めて、見直すみたいな話がありましたんで、いつごろに会を予定してるのか、それをちょっと聞かせていただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。具体的にこの見直しの会をいつやるということは現在は決定しておりません。現在は、来月にあります町長、町議会議員選挙についての投票事務、開票事務等々についての協議とか取り組みを行っておりますので、それが終了しましたら、いつぐらいまでの間にやるのかというようなスケジュールを含めて会のほうを早期に開催したいというふうに考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ぜひよろしく願います。それと、つけ加えておきますと、1カ所投票の範囲内というのが決まりますよね。その範囲のこのグループ分けよ。投票に行くところの人の地区分けよね、それもちよっと考えたほうがええがやないろうかと思うし、桂の人は、かえって室原へ行ったら、今の感じではですよ、近い。見たら。グループはあっちのグループにしてあげたら行けるんやないろうかというふうなこともあるんで、そのことももう一遍検証していただいて、見直すやったら参考にさせていただければありがたいと思います。

12時が近くなりましたので、そろそろ、それは冗談ですけども、時間、そろそろきましたので、この場からの質問をさせていただきまして、今後ともよろしく願いたいと思います。私も、この場に、次、立てちゅうか立ててないか、担保されておられませんので、最後の議会になるかもわかりませんが、今後とも御指導よろしく願います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

2時まで休憩します。

休憩　　午前 11 時 58 分

再開　　午後 2 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

13 番、徳弘初男君の発言を許します。

13 番（徳弘初男君）

13 番、徳弘初男でございます。議長にお許しをいただき、9 月定例議会の一般質問のトリをさせていただきます。4 点ほど、この場から質問させていただきますので、まず 1 点目といたしまして、健康の輪を広げよう、ウオーキングについてですが、少し古い話になりますが、お許しをいただき聞いていただきたいと思います。

平成 14 年 3 月定例議会で、当時の建設課の沢村課長に質問で、国道 33 号線の青去より荷稻 5 号線が開通いたしました。幅員 10 メーター、歩道 3 メーター、比較的車の通行が少ない、安全で安心な歩道を佐川地区で第一のウオーキングモデルコースをつくってみてはと提案をいたしましたところ、沢村課長は非常に興味を持たれて、つくり方はどうする、ことになりまして、一つとしては条件は舗装ができているところ、次に、舗装であって安全で安心な場所、そして次に、出発点より終点まで 2 キロメートルぐらい。なお、出発点に看板を 1 枚。終点に看板を 1 枚。赤のスプレー 1 箱 6 個入りがありますが、それを初めて構えました。

初めは、距離を出すのにメジャーが必要になるわけございまして、教育委員会にメジャーがありまして、それを拝借いたしまして、メーターを出す準備もできました。数字と型板製作で、内容としては出発点ゼロから 200 メーター、400、600、800、1,000 というような間隔で、荷稻の終点まで 1,700 メートルのベンチマークをつくれなかと質問をいたしましたところ、それぐらいの経費で済むものなら、健康づくりのウオーキングであれば、できますよというのが始まりでした。

次に、2 号として、上郷の中切踏み切りの際に、春日川左岸のゼロで始め、同じく 200、200 の偶数で、かわせみの入り口まで 1,850 メーター。

また 3 号といたしましては、かわせみ玄関よりゼロで始め、比較的交通量の少ない国道のガードをくぐり、そして西佐川駅の東また荷稻の氏神様、そして小富士の登り口まで 2,200 メーターのスプレーの数字は 2 年に 1 回で消えますので、2 年に 1 回はそれをまた、スプレーを吹かないかんようでございます。

以上のような経過ですが、ここで質問に入ります。

健康の輪を広げよう、ウォーキングについては、私は、尾川には早くからたいこ岩、そして黒岩には集活センターくろいわ、加茂には集活センター加茂の里、佐川にはかわせみ福祉センター、間もなく斗賀野に集活センターあおぞらと、先ほど町長が言われましたが、完成は9月30日の予定となって、佐川町全体に、健康の輪が開ける条件が整うたわけでございます。

ここで、この型板製作ができないか、お伺いするわけでございますが。やはりこの佐川町、こういう施設ができ、またそれぞれの取り組みの始まりでありますので、佐川町に各地区に1個ずつの、まず一つのウォーキングコースに何がつくれまいかと思ひまして、ここで、健康福祉課の田村課長にお伺いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

徳弘議員の御質問にお答えします。佐川町のウォーキング事業は、平成21年度、国の補助事業として始まり、翌年の平成22年度から健康増進として取り組み、現在も継続して実施をしています。また、本年度から5年間、第二期佐川町健康増進計画、食育推進計画に取り組んでいます。

この計画の4つの重点事業の中の運動のキーワードはウォーキングです。日ごろから歩く活動を支援するきっかけづくりに取り組んでまいりますので、先ほど言いましたベンチマークの型板の作成についてはですね、健康増進のほうで、健康福祉課のほうでですね、予算の範囲でつくらせていただきたいというに思っています。以上です。

13番（徳弘初男君）

健康福祉課長の田村課長より、前向きな答弁をいただきましたが、なおここで、これもちなみに型板ができて相棒がいるわけでございまして、相棒は、妻が相棒になっていただき、あるときには座っておる議長にも、上郷中切線はベンチマークをつけるのに一人ではちょっと無理ということで、そういう相棒もありまして、私たちも妻と1号モデルコースということで、14年にできて、今、町が21年に、このなかなかかっぶくのえい人も映っておりますが、これが21年から。

私がこれを発案したのが14年でございますので、やはり私も、健康においては、絶えずウォーキングとなると非常に体にえいという

ことで始めてまいりまして、今思えば、よう早うから健康に留意するよう気がついておったんだなぁと自分ながらこの取り組みに、よかったなぁと思っておるわけでございます。

ここで、この1号モデルコースをつくるのに14年から28年まで14年間に、2年に1回ですので7年間、ボランティア精神で守ってまいりました。まだまだ元気でございますので、この制度を、できましたらまた佐川全地区にお伺いして、また、いわば広めて、進めて、佐川町が元気な町になりますよう頑張りたいと思いますので、ぜひひとつここで予算に応じて、まず早急に1個、試作品をつくってはどうかとも考えますが、一挙に5つところにそういう施設を構えるんじゃないなくて、初めて試作品といたしましてつくったらと思います。

ほかはまだ順次できたら、私も行てよければ、それぞれ各地域にはウォーキングコースがあるはずです。毎年、次から次へ行きますので。そういうことで、前向きな答弁をいただきましたので、このことはよしといたします。

それでは、2点目といたしまして、太陽光発電3年目になるが事業状況を示せということでございますが、新エネルギー対策の太陽光発電事業は、平成28年6月定例議会で質問し、昨年度、平成27年度の発電状況につきましては、発電量が約154万1千キロワットアワーで、一般家庭の約420世帯分となっております。また電気収入につきましては約5,500万円でありまして、管理費は約800万円であります。管理の内訳につきましては、発電システム、この事業におきましては、当初の計画が、売電額が約5,100万、管理費約1千万でしたので、ほぼ順調に事業が進んでいると考えております。なお平成27年度の株主総会におきまして、収入決算が報告される予定であると見込んでおります。

これがチーム佐川推進課の答弁で、そこで質問に入りたいと思います。

毎年、株主総会があつて、この収支決算報告がされていますか、まずお伺いいたします。

これは、チーム佐川推進課岡崎課長にお願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

徳弘議員の御質問にお答えいたします。この荷稻地区のメガソーラーの件というふうにお伺いしておりますけれども。この件につき

ましては、年1回佐川町を含めた株主総会を開催して、前年度の実績等の報告というものがございます。以上です。

13 番（徳弘初男君）

それならば、28年度の決算報告をここでお示し願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。28年度の実績につきましては、去る7月に総会を行いまして、実績が出ております。まず、発電量につきましては、152万9千キロワットアワー。一般家庭の世帯の年間の発電量に換算いたしますと、おおむね27年度と同じ420世帯分ということでございます。

売電収入につきましては、税抜きで5,503万3千円。経費のほうですけれども、一般管理費として決算が上がっているのが771万1千円で、当期28年度の純利益といたしましては1,055万9千円。配当額、株主に対する配当額ですけれども、1株当たり70円の換算で、合計して814万2千円。佐川町の配当分といたしましては212万3千円というふうになっております。以上です。

13 番（徳弘初男君）

これが毎年、そういう株主総会で決算の報告があれば、この議員の皆さんにコピーして出せば、こういう質問がこれから当分ないと思いますので、省いたやり方でございますが、この13名の議員さんに出すつもりはありませんか。報告書。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。毎年、総会が、おおむね7月ぐらいにあるというふうに認識しておりますので、その総会が終わった後、何らかの資料をですね、議会のほうにもお返ししたいと考えております。以上です。

失礼しました。総会につきましては、年3回ございます。決算の上がるのが7月ごろということになりますので、その時点でまた、資料を回したいと思います。

13 番（徳弘初男君）

2点目といたしましては、やはり私も当初から感心が、地元ということでございまして心配もしりましたが、今聞いてみると、順調にいておるということで、安心を、安堵しておる次第でございます。

3 点目といたしまして、農業施策について、レンタルハウス事業についてという質問でございますが。質問に入る前に、少し時間をいただきまして、私の人生経験も踏まえてレンタルハウスについての話をさせていただきたいと思います。

私が 30 歳から施設園芸ハウス業を始め、動機としては、農業をやるにはこの道だと、昭和 47 年より平成 18 年まで 35 年間トマトづくり一筋で、当時は木製、外材でアビトン材で、10 アールから始めたわけでございますが、8 年たてば、要領も大分わかってきて増設。そのときに初めて、パイプハウスという金属もんが出て、20 アールの倍増のトマトづくりになり、また、町議にさせていただきましたのが平成 5 年。

トマトづくり 24 年目の平成 7 年の 3 月定例会であったと記憶しておりますが、県で先駆けてレンタルハウス梶原町という新聞報道があり、当時の産業課の西森課長に、あの山の上の町で、梶原でレンタルハウスができていのに、佐川町にできないかと質問を、ここでした覚えがございます。そのとき、西森課長より早速問い合わせをしていただき、佐川町も申請すればできますよということで、佐川町も早い時期よりレンタルハウス、園芸施設共済が早くから完備されているような町でございます。また、質問に入ります。

レンタルハウス事業は大変有利な制度で、県と町とまた農協と、しまいには生産者が支払う方法というような、非常に私たちが長年、35 年やった間にも、そういう何はできましたけれど、一度こういうパイプハウスなんかは建てますと、20 年ぐらいは平気でおるような代物でございますので、あえて私もその制度にはお世話になっておりませんが、大変有利な制度を、この農業、やはりこれからの後継者が増えていかないといきません。いかないですが、私たちが昔やったときには、かなり節約、簡略、第一ビニールハウスは 1 年で捨てるものではありません。1 年目から 2 年目になりますと、そのサイドというものに使って、それを歯止めを入れて、また 3 年目になるとさらにそれを床に敷く。苗用の。1 つのビニールで 3 年の効用をさすというようなやり方も考えてやったわけでございますが、やはり、農家のやりよう次第で、これからの若い時代の青年が伸びていくものと思っております。

ここで、佐川町で現況を少しお聞きしたいと思いますが。ここ 2 ～ 3 年の間に、佐川町でどういう作物をやはり有利な販売をしてお

るか、ここで産業建設課の公文課長に御質問を投げますので、お答えをよろしく。

産業建設課長（公文博章君）

徳弘議員の質問にお答えいたします。佐川町では、農業振興の支援策として、園芸用ハウス整備事業、平成 27 年度から名称が変わっておりますけども。徳弘議員言われてますレンタルハウス事業のことでございます

この事業は、議員おっしゃられましたように、安心して施設園芸に取り組んでいただくために、農協などが農業者に貸し出すハウス、これを整備する際に、建設に必要な経費に対しまして県と町が補助を行います。農業者の初期投資への負担を軽減させるための事業であります。

ここ数年のこの事業を利用されている方の実績としましては、例えば平成 26 年度では 3 件の実績があります。これにつきましては、新規就農の方が 2 件、2 名、ニラを栽培されてます。それから規模拡大としまして、イチゴの方が 1 名。計 3 名の方が利用されております。平成 27 年度におきましては、1 件ですけども、新規就農の方、ニラで 1 名の方が利用されております。平成 28 年度、昨年度につきましては 3 件の利用実績がございます。これは 3 件とも新規就農の方で、ニラの方が 2 名、それからトマトの方が 1 名、利用をされております。

それから今年度の予定ですけども、5 件の予定が上がってきております。新規就農の方が 3 名、そのうちとしましてニラが 1 名、ピーマンが 2 名でございます。それから規模拡大としまして 2 件。ニラが 1 名、ピーマンが 1 名の 5 件の予定をしております。

最近では、そのニラ、ピーマンの新規就農者が増えております。安定した栽培を目指してハウス整備への需要が高まってきているところでございます。町としましても、若い方たちの就農する際の支援、それから生産拡大につながる取り組みとしまして、これからも園芸用ハウス整備事業を継続してまいりたいと考えております。以上です。

13 番（徳弘初男君）

先ほど、件数も、何をつくっておるかも報告をいただきました。参考になりますし、今後におきましては、やはり私も先輩格でございますので、ハウスのほうはかなり自信もあり、まだこれから農業

に生きていくという大きなつもりもありまして、やはり、はちきんの生産者が減ったということで組合長もなげきよったんで、私がちくっとこれから一働きしますけという思いで頑張りゆう次第でございますので、なおまた今後においては、農業につきましても目をそらさず、やはり私の部署は初めの端から福祉と教育、また農業というような大きな目的がありまして、ひとつ頑張ろうと思っております。また、今後ともよろしく。

それでは、４点目といたしまして、荷稻の町有林についてでございますが。自伐型モデル林の取り組みについては、平成 26 年 3 月定例議会で、26 年度は尾川地区の町有林で自伐林業の研修を行うと聞いているということで、荷稻地区には町有林を含め山林面積は約 100 ヘクタールあると。来年度は荷稻地区でモデル事業をやってはどうかと。堀見町長に、荷稻地区の山林がちょうど 100 ヘクタールほどということで、山林集約のひとつモデルとして、来年か再来年町として取り組みを検討していきたいという 26 年に答弁をいただきまして期待をしておったところ、また 28 年度 6 月定例議会では、町は荷稻にある町有林で地元協力により自伐型林業モデル林となるよう取り組みを進めている。今後の計画をどのように進めているのか。堀見町長は荷稻の町有林 4 ヘクタールを、今後、自伐型モデル林として整備をしていきたい。地元の協力で作業道等が取りつけられる状況になった。次に、搬出間伐のための高密度な路線を路網整備し、間伐を進めながら搬出をして山を育てていきたい。そして人工林を所得につなげたいということでございました。

ここで質問でございますが。林道仕事を始めたのは今年の 28 年 9 月 26 日より、林道、最初にコースの変更あり、また石灰岩の地層にかかり大変御苦労されたキコリンジャーの皆さんに、ここからひとつ感謝の意を捧げたい。また、急な坂道で、ヘアピンなど難工事でありましたが、私も現場が近いですので、工作中には極力避けて土曜、日曜に見学させていただきましたが、間もなく 1 年が来ようとしていますが、現在の町有林までの進捗状況はどうなっておるか、お伺いをいたしたいと思いますが、産業建設課公文課長。

産業建設課長（公文博章君）

質問にお答えいたします。荷稻の町有林を自伐型林業のモデル林として整備をしていくという取り組みにつきましては、徳弘議員おっしゃられましたように、平成 26 年の 3 月の一般質問で提案をいた

だきまして、議員みずから山林の所有者から作業道開設の承諾を取りつけていただくなど御尽力をいただきましたおかげで、関係者の御理解、御協力を得ることができました。昨年9月から作業道のほうに着手をしております。既に、約400メートルの作業道が完成しておりまして、あと100メートル程度までの町有林に到達するといところで、8割以上の整備ができております。

10月の10日には町有林に作業道も届きまして、それからその10日に岡橋さんのほうに現地のほうにも来ていただきまして、これから町有林内の作業をどうしていくのかという指導もいただきたいと思います。まもなく町有林のほうには到達する予定でございます。以上でございます。

13番（徳弘初男君）

これは、町長の、荷稻へ力を入れていただいたおかげであると感じております。ここでもう1点。奈良県から岡橋先生の、全国的に有名な岡橋先生の、必ず行き詰まった難しいところであらわれているようでございますが、何回ぐらい来町されて御指導受けましたか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。岡橋先生は、災害に強く壊れにくいとされます大橋式作業道、この手法を用いまして、開設を進めているんですけども、その手法を奈良県の吉野において実践をされて、農林水産祭天皇杯の受賞経験もある方でございます。今その荷稻の作業道につきまして、今、5回ほど現地のほうに来ていただきまして、現地の路網設計、それから作道の技術指導、さらにその協力隊の日々の作業に対する助言などもいただきながら、現場指導を行っていたいておるところでございます。以上です。

13番（徳弘初男君）

大変詳しく御説明をいただきました。また、この荷稻の終点より鈴原線と言いまして、昔、私たちの先人がつきっぱなしで約1キロ、千メートル、荷稻の終点から千メートルのつきっぱなしの3メートルの道がございまして、これが未舗装のところは約400メートルぐらいありまして、この道は、必ず、じゃあその町有林が木を出すようになりまして、この道へ出るということで、現在、生コンを支給していただき、もう終点まで、もう100メートルの未舗装がありまして、これに恐らく、もう20立米あれば、完全にその終点まで行

くということで、もう一つはその、今、町有林も、あと数十件まで
いかないが、関係者がありますが、これもまたひとつ皆さんに承諾
をいただくようまた判をいただいて、この道が完成する。と同時に、
上からまた、町有林までいたら、また作業ができるというようなシ
ステムにさしていただいて、私もその地域を守りたいと考えており
ますので、どうか今後とも御指導をよろしくお願いを申し上げ、ま
た長時間おつきあいをいただきました皆さんに、心からお礼を申し
上げて、これで、以上で私の質問を終わりたいと思います。ありが
とうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、13番、徳弘初男君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終わります。

日程第2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

産業厚生常任委員長の報告をお願いします。

産業厚生常任委員長（西村清勇君）

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読）

よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、委員長の報告を終わります。

受理番号2について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手
を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号２、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情、は採択することに決定しました。

受理番号３について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、受理番号３、森林環境税創設の意見書提出のお願いについて、は採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を１５日の午前９時とします。

本日は、これで散会します。

散会　午後２時４２分

